

杉並区自転車利用総合計画 【改定】



平成 29 年 3 月
杉並区

目 次

第1章 総論

1	計画の目的	1
2	計画の性格と位置付け	1
2-1	計画の性格	1
2-2	位置付け	1
3	計画の対象区域等	1
4	計画の期間	1

第2章 自転車利用の現状と課題

1	杉並区の概要	3
1-1	人口・世帯等	3
1-2	自転車の駅周辺への乗り入れ・放置状況	3
1-3	自転車に関連した交通事故の状況	5
2	放置自転車対策の現状	6
2-1	有料制自転車駐車場の整備	6
2-2	区立有料制自転車駐車場の運営	6
2-3	民営自転車駐車場の状況	7
2-4	民営自転車駐車場の整備支援	7
2-5	買い物客等の放置自転車対策	7
2-6	自転車駐車場の設置義務	8
2-7	放置禁止区域の指定	8
2-8	放置自転車の撤去、返還、処分等	8
2-9	放置防止啓発活動	9
3	原動機付自転車等の現状	11
3-1	原動機付自転車等の放置状況	11
3-2	放置バイク・自動二輪車の取扱い	11
3-3	民営バイク駐車場の整備支援	11
4	自転車の安全走行に関する現状	12
4-1	自転車利用者の拡大	12
4-2	自転車の性能向上と種類の多様化	12
4-3	自転車の保有形態の変化	12
4-4	自転車の点検・整備	12
4-5	自転車安全走行に関する社会的状況	13
5	前期計画の取組状況	14
5-1	利用しやすい自転車駐車場の整備	14
5-2	買い物客等用自転車駐車場の整備	14
5-3	放置自転車のない安全で快適なまちづくり	15
5-4	自転車の安全利用（事故防止）の推進	15

6	自転車利用に関する課題	16
6-1	利用しやすい自転車駐車場の整備に関する重点課題	16
6-2	放置自転車の撤去等に関する重点課題	16
6-3	自転車通行空間に関する重点課題	16
6-4	自転車の安全利用（事故防止）に関する重点課題	17

第3章 取組の基本的方針、計画目標及び具体的な取組

1	計画の概要	18
1-1	基本的理念及び取組の基本的方針	18
1-2	計画の体系図	19
1-3	計画の数値目標	20
2	基本的方針別の取組	22
2-1	基本方針1：利用しやすい自転車駐車場の整備	22
2-2	基本方針2：買い物客等用自転車駐車場の整備	25
2-3	基本方針3：放置自転車のない安全で快適なまちづくり	27
2-4	基本方針4：自転車の安全利用（事故防止）の推進	30

第4章 計画の推進にあたって

1	区民・事業者・行政の連携強化	34
2	区民一人ひとりの役割	34

資料

○交通安全杉並区宣言	1
○区内18駅の自転車駐車場整備目標値	2
○区外隣接駅における自転車駐車場の整備状況	3
○駅別自転車駐車場必要整備台数	
(1) 西武新宿線 下井草駅周辺、井荻駅周辺、上井草駅周辺	4
(2) JR中央線 高円寺駅周辺、阿佐ヶ谷駅周辺、荻窪駅北口周辺、荻窪駅南口周辺、 西荻窪駅周辺	10
(3) 丸の内線 東高円寺駅周辺、新高円寺駅周辺、南阿佐ヶ谷駅周辺、方南町駅周辺	20
(4) 京王井の頭線 永福町駅周辺、西永福駅周辺、浜田山駅周辺、高井戸駅周辺、 富士見ヶ丘駅周辺、久我山駅周辺	28
(5) 京王線 八幡山駅周辺	40
(6) 区外隣接駅における自転車駐車場の整備状況	42
丸の内線 中野富士見町駅周辺	
京王井の頭線 三鷹台駅周辺	
京王線 代田橋駅周辺、明大前駅周辺、下高井戸駅周辺、 桜上水駅周辺、上北沢駅周辺、芦花公園駅周辺	
○杉並区自転車ネットワーク計画「優先整備路線図」	46
○交通安全教育指針について（抜粋）	47
○各年代の交通安全教育の要点	48
○指針に示された段階的かつ体系的な交通安全教育の例（自転車の利用者に対する教育）	49

資料 関連法令・条例・要綱等

○改正道路交通法（平成27年6月1日施行）要旨	50
○自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律	51
○東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	55

第1章 総論

1 計画の目的

本計画は、自転車利用の現状及び課題を明らかにし、自転車利用環境の整備方針や安全利用の方策を総合的に示し、区民・事業者・行政が一体となって、「安全で快適な自転車利用環境」を実現することを目的とします。

2 計画の性格と位置付け

2-1 計画の性格

- 杉並区基本構想に基づき、平成25年度に改定した杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタープラン）の道路・交通体系整備方針のうち「3安全で快適な自転車利用の推進」を具体化するため、自転車駐車場の整備、自転車走行ルールの遵守・マナーの向上、自転車走行環境の整備など自転車利用に関する総合的な取組の指針を示すものです。
- 「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（以下、「自転車法」という。）第7条第1項に規定する「自転車等の駐車対策に関する総合計画」の性格を有します。

2-2 位置付け

杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタープラン）に基づく計画として、「杉並区交通安全計画」との整合を図ります。また、本計画の自転車走行空間の整備に関する取組の具体化を図るものとして、「杉並区自転車ネットワーク計画」があります。（次頁参照）

3 計画の対象区域等

区内全域とします。

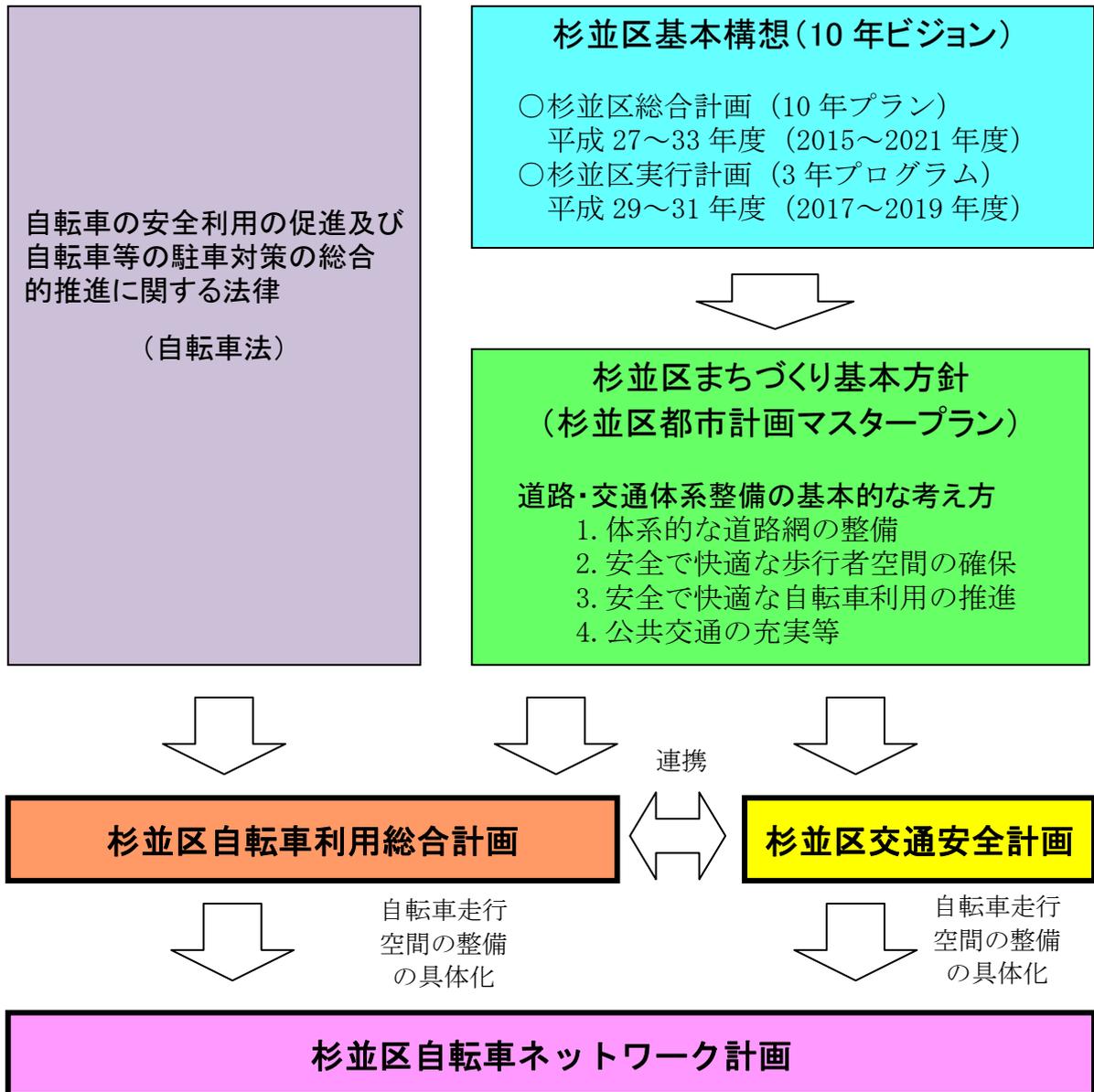
- 自転車駐車場整備における対象鉄道駅は、区内18駅及び区外8駅とします。
 - ①西武新宿線 …3 駅
 - ②JR中央線 …4 駅
 - ③地下鉄丸ノ内線 …5 駅（うち区外1 駅）
 - ④京王井の頭線 …7 駅（うち区外1 駅）
 - ⑤京王線 …7 駅（うち区外6 駅）

4 計画の期間

- 平成29年度～33年度の5年間

図1 杉並区自転車利用総合計画の位置付け

- 「杉並区基本構想」(H24.3)は「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市杉並」を10年後の杉並区の将来像として定め、その実現の道筋として、「杉並区総合計画」と「杉並区実行計画」が策定されています。
- まちづくり分野の総合的方針である「杉並区まちづくり基本方針」(H25.8)は、「安全で快適な自転車利用の推進」が示されています。
- 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(S55.11)では、市(区)町村は「自転車等の駐車対策に関する総合計画を定めることができる」としています。
- 「杉並区自転車ネットワーク計画」は、「杉並区自転車利用総合計画」、「杉並区交通安全計画」に示す「自転車走行空間の整備」の具体化を図ります。



第2章 自転車利用の現状と課題

1 杉並区の概要

1-1 人口・世帯等

杉並区は、東京都区部の西部に位置し、良好な住宅地として発展してきました。面積は 34.06 k m²あり、武蔵野台地の一角をなし地形は比較的平坦です。

平成 28 年 1 月現在の人口は約 55 万人、世帯数は約 31 万世帯です。

1-2 自転車の駅周辺への乗り入れ・放置状況

平成 27 年度における駅周辺への自転車の乗り入れ状況は、区内及び周辺駅 26 駅で 1 日平均 31,000 台です。

このうち自転車駐車場への駐車が 29,826 台、路上等への放置自転車は 1,172 台（午後 2 時時点の駐車実態で年 5 回調査の平均値）です。

放置自転車は自転車駐車場の整備や放置防止指導及び撤去等により、区内の放置台数がピークであった平成 12 年度の 9,189 台と比べると大幅に減少しています。

一方、自転車の乗り入れ台数は、ほぼ変わらないことから、通勤・通学者の自転車は、自転車駐車場に駐車されていると考えられます。また、平成 27 年度の午後 5 時時点の放置自転車台数では 1,418 台（年 5 回調査の平均値）と午後 2 時時点より 2 割ほど多くなっており、午後から夕方にかけて買い物客等による短時間の放置自転車が目立ってきている状況です。

歩道や車道に放置された自転車は、時間の長短に関わらず、歩行者や車両の通行の妨げになっているほか、緊急車両による消火や救急活動の障害になるなど、安全で快適な区民の日常生活に支障を及ぼしています。

図2 駅周辺自転車乗入台数(推移)

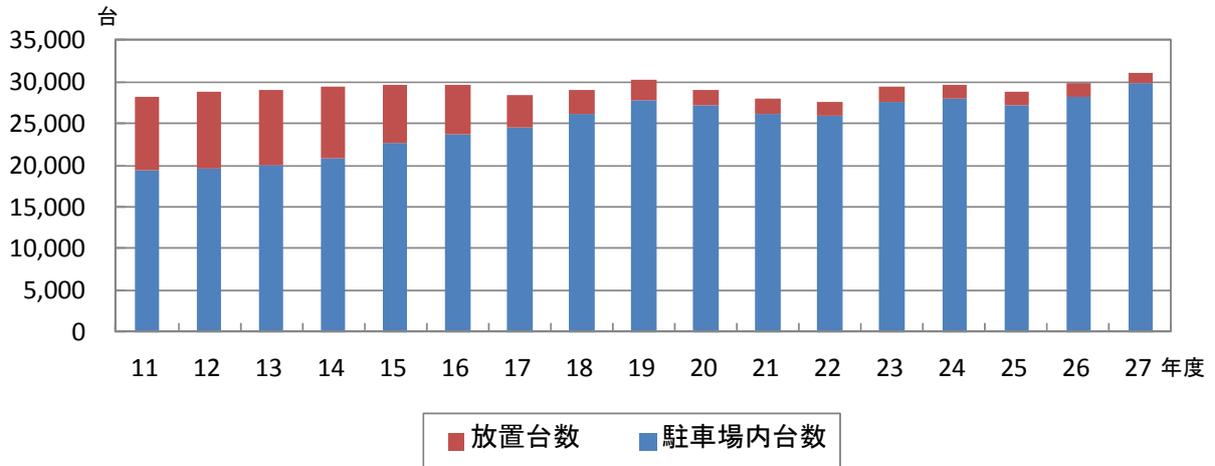


表1 駅周辺自転車乗入台数(平均値)

(単位:台)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
駐車場内台数 (a)	19,328	19,685	19,999	20,895	22,598	23,707	24,501
放置台数 (b)	8,912	9,189	9,023	8,454	7,056	5,982	3,905
計(乗入台数) (a)+(b) = (c)	28,240	28,874	29,022	29,349	29,654	29,689	28,406
放置率 (b)÷(c)	31.6%	31.8%	31.1%	28.8%	23.8%	20.1%	13.7%

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
駐車場内台数 (a)	26,165	27,714	27,226	26,229	25,922	27,560	27,971
放置台数 (b)	2,909	2,620	1,884	1,754	1,608	1,773	1,600
計(乗入台数) (a)+(b) = (c)	29,074	30,334	29,110	27,983	27,530	29,333	29,571
放置率 (b)÷(c)	10.0%	8.6%	6.5%	6.3%	5.8%	6.0%	5.4%

	25年度	26年度	27年度
駐車場内台数 (a)	29,027	30,033	29,826
放置台数 (b)	1,430	1,349	1,172
計(乗入台数) (a)+(b) = (c)	30,457	31,382	30,998
放置率 (b)÷(c)	4.7%	4.3%	3.8%

※放置自転車:午後2時時点の駐車実態で年5回調査の平均値

1-3 自転車に関連した交通事故の状況

交通事故件数は、平成 23 年からの 5 年間で緩やかに減少してきていますが、当事者別に見ると、自転車は乗用車に次いで事故件数が多い状態が続いています。

これは近年、交通手段として自転車に乗る人が増えたこと、また、交通ルール・マナーを守らずに自転車を利用する人が多いことが原因として考えられます。

区内の自転車事故件数は平成 27 年に 571 件発生しており、乗用車に次いで多く発生しています。

図3 当事者別事故発生件数（平成 23～27 年）

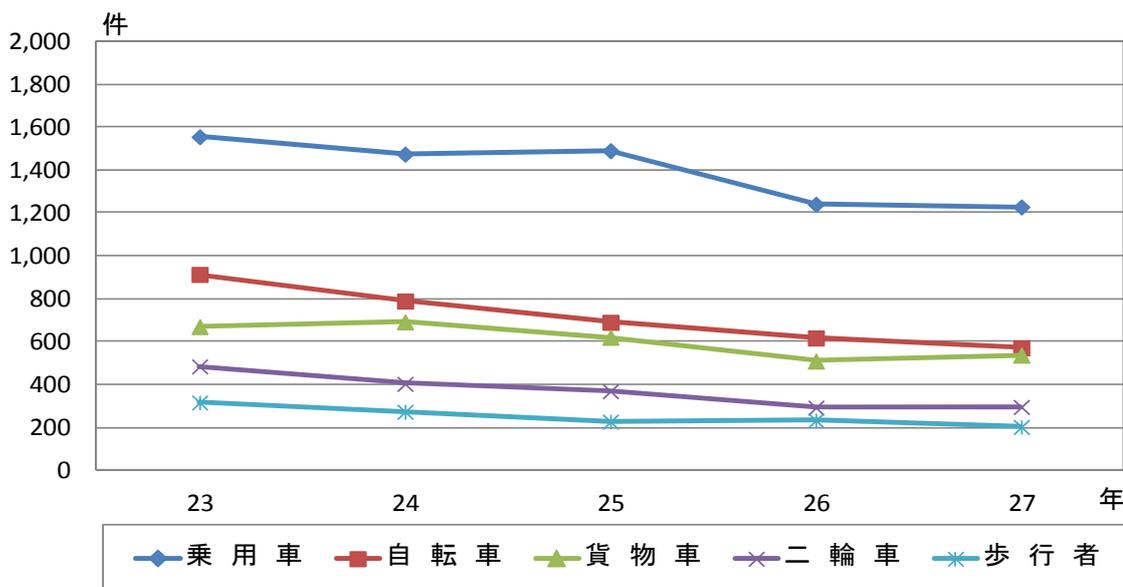


表 2 杉並区内の当事者別事故発生件数（平成 23～27 年）（単位：件）

当事者		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
乗 用 車	発生件数	1,555	1,474	1,490	1,240	1,228
	死者数	1	0	0	0	1
	負傷者数	624	596	665	517	563
貨 物 車	発生件数	670	692	620	509	537
	死者数	0	0	0	0	0
	負傷者数	213	238	231	181	238
二 輪 車	発生件数	484	403	369	292	295
	死者数	1	4	2	4	3
	負傷者数	368	316	308	224	240
自 転 車	発生件数	913	789	690	617	571
	死者数	2	0	0	1	2
	負傷者数	774	687	586	529	488
歩 行 者	発生件数	316	273	227	233	202
	死者数	2	4	3	2	1
	負傷者数	316	276	228	235	205

※各年 12 月 31 日時点の件数。特殊車、その他を除く。発生件数は、第 1 および第 2 当事者の合計件数。

2 放置自転車対策の現状

2-1 有料制自転車駐車場の整備

平成6年の杉並区立自転車駐車場条例（以下、「駐車場条例」という。）施行以降、区では17駅41か所の有料制自転車駐車場を整備し、収容台数は26,240台（平成28年3月末現在）となっています。

また、民間事業者（鉄道事業者含む）による自転車駐車場は、区内47か所で整備され、収容台数は約8,800台となっています。（平成28年3月末現在）

区立、民営を合わせた自転車駐車場の収容台数は35,000台を超え、乗り入れ台数31,000台を上回っています。

しかし、区全体として収容台数は確保されているものの、収容台数が不足している駅が存在しています。

また、歩行者の通行空間や自転車利用者の安全確保などの観点から、有料制自転車駐車場へ移行していく必要がある登録制自転車置場は、京王井の頭線西永福駅のみとなっています。

なお、区立有料制自転車駐車場の3分の1が民間（鉄道事業者を除く）から用地等を借りている施設です。

2-2 区立有料制自転車駐車場の運営

有料制自転車駐車場の利用方法は、1か月、3か月、6か月の定期使用と一日使用、一回使用があります。

使用料は、平成27年1月1日に受益者負担の適正化の観点から、定期使用料の改定を行っており、月900円～2,300円から月1,000円～2,600円（屋根の有無、建物の利用階層等により差があります）としました。なお、一日使用は周辺区の料金を勘案し、100円のまま据え置きとしました。また、一回使用は機械式ゲートや電磁駐車ラックを設置した施設で、入庫から24時間まで1回限り100円で、買い物等にも利用しやすいように最初の1時間は無料としています。こうした買い物客等用として、平成26年度は久我山北自転車駐車場に146台、荻窪東地下自転車駐車場の地上部に40台、平成27年度は新高円寺地下自転車駐車場に30台の電磁駐車ラックを設置しました。

駅に近いなど利便性の高い施設では、定期使用の希望者が多く、すぐに定期使用ができない状況（定期使用の待機待ち）となるとともに、一日使用についても慢性的な満車状態となっています。また、近年、自転車駐車ラックの利用が困難な子ども二人乗せ自転車や電動アシスト自転車など大型自転車が増えてきています。そのため、スペースに余裕のある駐車場では、既存の駐車ラックを外すな

ど、大型自転車が駐車できるようスペース確保の改修も進めています。

区立自転車駐車場の管理等業務については、杉並区シルバー人材センター及び民間事業者に委託しています。東高円寺駅にある有料制自転車駐車場については、平成 21 年度に民営化しました。

2-3 民営自転車駐車場の状況

区内には、民営自転車駐車場が 47 か所あります。近年整備されている民営自転車駐車場では、電磁駐車ラックを設置した無人の施設が増えています。電磁駐車ラックを設置した自転車駐車場の多くは、無料時間を設定するなど通勤・通学利用だけでなく、買い物客等にも使いやすい自転車駐車場になっています。また、ICカードによる料金支払いができる施設も増えており、民営自転車駐車場の利便性は高くなってきています。

2-4 民営自転車駐車場の整備支援

区は、「杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例」（以下、「自転車条例」という。）第 30 条の規定に基づき「杉並区民営自転車駐車場育成補助金交付要綱」を定めています。駅周辺等において民営自転車駐車場を設置、運営するものに対して、その経費の一部を補助し、民営自転車駐車場の整備を支援しています。この制度を活用して設置された民営自転車駐車場は 7 か所 1,085 台です（平成 28 年 3 月末現在）。

2-5 買い物客等の放置自転車対策

自転車駐車場の整備が進み、通勤・通学者による放置自転車は大幅に減少しました。一方で、商店街やスーパーマーケット・金融機関など大量の自転車駐車需要を生じさせる施設（以下、「大規模店舗等」という。）の近くに、買い物客等用の短時間駐車に対応した自転車駐車場の整備が進んでいないこともあり、大規模店舗等周辺での自転車の放置がなくなっておりません。

一部の大規模店舗等では、電磁駐車ラックを設置するなど、自転車駐車場の整備が行われ、店舗周辺の放置自転車は減少しています。その一方で、主に自転車駐車場の設置義務が規定された自転車条例施行日（昭和 60 年 4 月 1 日以下同様）以前に建設された大規模店舗等では、自転車駐車場の整備が進まず、店舗周辺に買い物客等の自転車が放置されている状況があります。

また、店舗に自転車の駐車場や駐車スペースが設けられていても、店舗を利用せずに自転車を長時間駐車する、いわゆる「なりすまし」駐車によって、店舗利用者が駐車場を利用できない状況が一部店舗で見受けられます。

2-6 自転車駐車場の設置義務

区は、自転車条例第20条に規定する地域において、大規模店舗等の施設を新築または増築する者に対し、自転車駐車場の設置を義務付けています。

また、設置が必要な施設の用途であっても対象規模を満たさない店舗等および共同住宅（集合住宅）、事務所・病院等の非該当施設に対しても自転車駐車場の設置の協力・要請をしています。なお、自転車条例の施行日以降、同条例に基づき整備された自転車駐車場は、126件あり、収容台数は10,060台です。（平成28年3月末現在）

2-7 放置禁止区域の指定

区は、自転車条例に基づき、自転車駐車施設の整備が進められている地域で、自転車が大量に放置され、又は、大量の放置を引き起こすおそれのある公共の場所について、特に必要があると認めるときは、当該地域を放置禁止区域として指定しています。現在、区内18駅及び隣接区に所在する駅4駅周辺において放置禁止区域を指定しています。

放置禁止区域については、自転車の放置状況、駐車場の整備状況及び地域住民の要望等を考慮し、随時、指定範囲の見直しを行っています。

2-8 放置自転車の撤去、返還、処分等

(1) 撤去、返還

区では、放置禁止区域に指定する駅周辺の放置自転車、登録制自転車置場内の無登録自転車、一時利用置場内（※）に3時間以上駐車している自転車を一定時間警告の上、撤去しています。また、放置禁止区域外の駅周辺及び公共の場所にある放置自転車で、良好な生活環境を阻害している自転車は、撤去する旨の警告から7日間を経過した後、撤去しています。

撤去作業は、駅を単位としてほぼ毎日実施しており、撤去した自転車は、区内6か所にある自転車集積所に保管しています。撤去日の翌日から30日間保管し、その間に引取りに来た自転車所有者には随時返還しています。

なお、返還に際しては、撤去、返還等に要した費用の一部として、撤去手数料5,000円（平成27年1月改定）を徴収しています。

撤去・返還業務については、街頭指導・撤去・返還を一体とした業務委託を実施することで、放置自転車に対する要望への的確な対応や、人員配置を柔軟にして、放置自転車の多い箇所への街頭指導・撤去を増やすなど、業務の効率化を行っています。

※一時利用置場とは、登録制自転車置場に付随して設置される登録者以外が一時的に利用できる自転車置場のこと。

表3 放置自転車の撤去、返還、処分台数 (単位:台)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
撤去台数		42,002	38,401	30,447	24,557	21,445
返還台数		27,725	25,575	19,253	14,808	11,215
処分	リサイクル台数	856	822	617	716	707
	売却台数	9,936	8,707	7,410	5,065	5,882
	廃棄(資源化)台数	3,482	3,278	1,279	1,911	1,760

※年度毎の合計数値が一致しないのは、保管期間 30 日間が年度をまたぐなどの理由による。

(2) 放置自転車の処分、リサイクル

撤去自転車のうち、住所・氏名の明記や防犯登録がなく自転車所有者の確認ができない自転車、返還通知書を送付しているが引取りのない自転車は、処分の告示をしたのち再資源化を行っています。平成 19 年度からは、海外への売却などによる再利用も行っています。

また、再生可能な自転車をシルバー人材センターに無償譲渡し、シルバー人材センター会員が整備・点検したのち販売しています。

2-9 放置防止啓発活動

(1) 放置自転車クリーンキャンペーン

昭和 61 年以降、毎年秋に東京都、都内区市等及び関係機関と連携・協力して「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を実施しています。

主要な駅において町会、商店会、小中学校、警察、鉄道・バス事業者などの関係機関と協力し、ポスターの掲出、チラシ及び啓発用品の配布等を行い、自転車の放置防止や自転車駐車場の利用を広く区民に呼び掛けています。

(2) 放置防止協力員

区では、駅周辺における放置自転車による生活環境の悪化防止に地域住民が主体的に取り組むことができるように、平成 6 年度から「杉並区自転車放置防止協力員」制度を開始しました。放置防止協力員は平成 28 年 3 月末現在、19 駅周辺においてボランティアで活動をしています。放置防止協力員は、主に町会、商店会の会員などで構成され、放置自転車への注意など、地域において日常的に放置防止活動を行っています。

(3) 案内看板等の設置

自転車を放置することを未然に防ぐため、要所に自転車駐車場への案内看板や誘導標識、路面ステッカー等を設置し、自転車利用者に周知しています。転入者には、自転車駐車場利用案内パンフレットを配布しています。

表4 放置防止協力員活動状況

平成28年3月末現在

名 称	設置年月日	人数
方南町自転車放置防止協力員	平成 6 年 6 月 27 日	42
西荻窪自転車放置防止協力員	平成 6 年 6 月 29 日	16
東高円寺自転車放置防止協力員	平成 13 年 1 月 1 日	4
久我山自転車放置防止協力員	平成 13 年 12 月 1 日	5
井荻自転車放置防止協力員	平成 14 年 8 月 1 日	22
新高円寺自転車放置防止協力員	平成 14 年 10 月 1 日	13
西永福自転車放置防止協力員	平成 14 年 12 月 1 日	13
高円寺北自転車放置防止協力員	平成 14 年 12 月 1 日	60
永福町自転車放置防止協力員	平成 14 年 12 月 1 日	1
高円寺南自転車放置防止協力員	平成 15 年 4 月 1 日	54
下井草自転車放置防止協力員	平成 15 年 6 月 1 日	4
南阿佐ヶ谷自転車放置防止協力員	平成 15 年 8 月 1 日	35
浜田山自転車放置防止協力員	平成 15 年 9 月 1 日	10
荻窪南自転車放置防止協力員	平成 16 年 3 月 1 日	23
富士見ヶ丘放置防止協力員	平成 17 年 5 月 1 日	10
中野富士見町放置防止協力員	平成 17 年 11 月 1 日	25
高井戸放置防止協力員	平成 19 年 3 月 1 日	4
荻窪北放置防止協力員	平成 19 年 9 月 1 日	54
代田橋放置防止協力員	平成 21 年 6 月 1 日	10
阿佐ヶ谷放置防止協力員	平成 21 年 7 月 1 日	9
桜上水放置防止協力員	平成 27 年 1 月 7 日	1
合 計		415

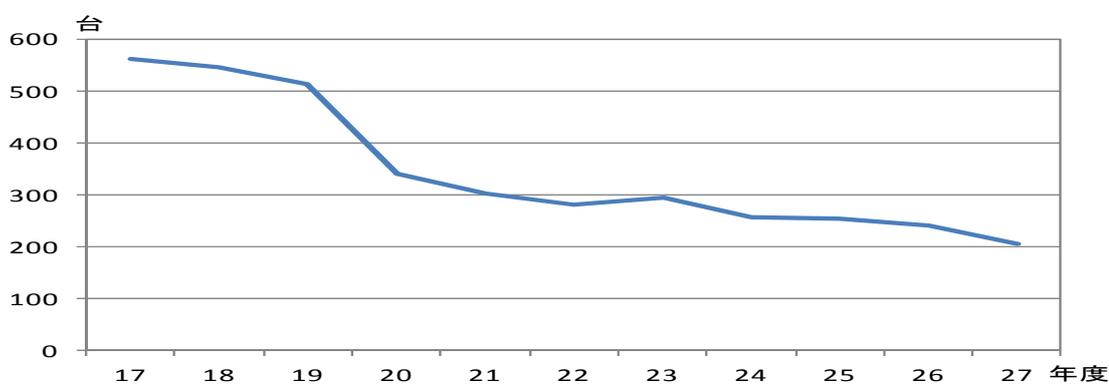
3 原動機付自転車等の現状

3-1 原動機付自転車等の放置状況

自転車法においては、自転車等として原動機（50 cc以下）付自転車（以下、「バイク」という。）を定義しています。駅周辺における一日当たりのバイク及び自動二輪車の放置台数は、平成 27 年度 205 台（午後 2 時時点の駐車実態で年 5 回調査の平均値）となっています。また、バイク及び自動二輪車の放置台数は、平成 17 年度 561 台と比べると自転車放置台数と同様に減少しています。

表5 駅周辺のバイク・自動二輪放置台数の推移

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
台数	561	546	512	339	303	282	294	257	255	239	205



3-2 放置バイク・自動二輪車の取扱い

バイク・自動二輪車の放置は、自転車と比べ比較的少ないものの、駅周辺の交通や歩行の障害となっており、その対策が必要です。

放置バイク・自動二輪車の撤去（取締り）については、道路交通法に基づき実施することから、自転車条例では撤去に関する規定を設けておりません。ただし、公道上に長期間放置されている廃棄車両については、区と警察が連携して、撤去等の対応を行っています。

また、区内には民営を含め 322 台分のバイク・自動二輪車駐車が整備されており（平成 28 年 3 月末現在）、平成 28 年度は、区においても、バイクが駐車可能な既存の区立自転車駐車を活用し、自動二輪車置場を整備する予定です。

3-3 民営バイク駐車場の整備支援

区は、駅周辺等において民営バイク駐車を設置、運営するものに対して、その経費の一部を補助することで民営による整備を促進していく制度として、平成 18 年 4 月 1 日から「杉並区民営バイク駐車場育成補助金交付要綱」を施行しています。この制度を活用し設置した民営バイク駐車場は、3 か所で収容台数は 60 台です（平成 28 年 3 月末現在）。

4 自転車の安全走行に関する現状

4-1 自転車利用者の拡大

わが国の自転車保有台数は、昭和45年に27,643千台でしたが、その後増加の一途をたどり、平成20年には69,099千台に達しています（社団法人自転車協会調べ）。

自転車は通勤、通学、買い物等などの移動手段として日常的に利用されています。

また、近年は、レジャーや、走行時に二酸化炭素を排出しない環境配慮の視点、「軽い負荷で長時間持続できる有酸素運動」として健康志向の視点からも、利用が拡大しています。

さらに、東日本大震災の発災時には都内においても公共交通機関が混乱するとともに、道路では大渋滞が発生し、大勢の帰宅困難者が徒歩で帰宅しました。

このことをきっかけに、自転車の機動性・有用性が評価され、通勤・通学先まで自転車を利用する人が増加するなど、一段と自転車利用者が拡大しています。

4-2 自転車の性能向上と種類の多様化

子どもの送迎に用いるなど、力の弱い利用者も手軽に運転が出来る電動アシスト自転車の利用が増えています。また、生活態様の多様化に連れてロードレーサー（ロードバイク）やトラックレーサー（ピストバイク）といったスピードの出るスポーツタイプの自転車、持ち運びが容易に行える折り畳み自転車も普及しており、自転車の性能向上と種類の多様化が進んでいます。

4-3 自転車の保有形態の変化

新たな自転車の保有形態として、自己所有だけでなく、地域での回遊性を高めるとともに、環境負荷軽減に資する取組として、街の中に複数のポート（自転車の貸出・返却場所）を設置し、どこのポートでも自転車の貸出・返却が自由に行えるコミュニティサイクル（レンタルサイクル）が主に観光地などで登場しています。また、都心の千代田区、中央区、港区、江東区、新宿区などでは、自転車シェアリングサービスによる広域での相互乗り入れ実験が実施されています。

4-4 自転車の点検・整備

自転車は道路交通法で軽車両に分類されます。しかし、自動車の定期点検にあたる制度がなく、多くの利用者は定期的な点検・整備の必要性を十分認識せず、部品の調整、点検、修理が十分に行われていないのが現状です。

このため、走行中の自転車の故障や、ブレーキを取り外した整備不良状態での走行による事故が発生しています。

4-5 自転車安全走行に関する社会的状況

自転車は手軽な乗り物として、子どもから高齢者まで幅広い年齢層において利用されています。しかしながら、自転車利用者の走行ルール（以下表6「自転車安全利用五則」参照）違反・マナーの欠如に起因する交通事故が発生しています。

近年、思いがけぬ事故を起こして加害者となり、被害者から高額の賠償金を請求される事例も目立ってきています。

自転車はその利用にあたって、自動車と異なり、免許制度が無く、免許取得の講習課程等の法令やマナーなどを体系的に学ぶ機会が十分とはいえない状況にあります。

また、平成27年6月に改正道路交通法が施行され、一定の危険な違法行為（信号無視、遮断踏切立入り、指定場所一時不停止等14項目、表7「危険な違法行為」参照）をして、3年以内に2回以上摘発された自転車運転者（14歳以上の者）に対しては、指定された期間内の講習が義務付けられました。

表6 自転車安全利用五則

<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車は、車道が原則、歩道は例外 ・ 車道は左側を通行 ・ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 ・ 安全ルールを守る <ul style="list-style-type: none"> 飲酒運転禁止 二人乗り禁止 並進禁止 夜間はライトを点灯 信号遵守 交差点での一時停止と安全確認 ・ 子どもはヘルメットを着用
--

（平成19年7月10日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）

表7 危険な違法行為

1 信号無視	8 交差点優先車妨害等
2 通行禁止違反	9 環状交差点の安全進行義務違反
3 歩行者用道路徐行違反	10 指定場所一時不停止等
4 通行区分違反	11 歩道通行時の通行方法違反
5 路側帯通行時の歩行者通行妨害	12 ブレーキ不良自転車運転
6 遮断踏切立入り	13 酒酔い運転
7 交差点安全進行義務違反等	14 安全運転義務違反

（平成27年6月1日改正道路交通法の一部施行）

5 前期計画の取組状況

計画の見直しに当たり、基本的方針別の主な取組状況は下記のとおりです。

5-1 利用しやすい自転車駐車場の整備

主な取組項目	取組状況
自転車駐車場の整備【重点】	<ul style="list-style-type: none"> ・荻窪東地下（地上部）を拡張（52 m²、40 台増加） ・永福町南を新設（廃止に伴う代替駐車場）
登録制自転車置場から有料制自転車駐車場への移行【重点】	<ul style="list-style-type: none"> ・区に提供された用地の情報から、有料制自転車駐車場への移行を検討
使いやすい自転車ラックの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・久我山北自転車駐車場を改修し、スライドラックを導入 ・大型自転車、高齢者、障害者優先スペースの拡充
防犯カメラの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・設置箇所 新規 6 か所 累計 30 か所
民営自転車駐車場の整備支援	<ul style="list-style-type: none"> ・補助件数 1 件(下井草)43 台 累計 7 か所 1,085 台
自動二輪車置場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のバイク置場を活用した整備 125cc 未満(久我山南、浜田山南、方南町東、上井草北) 125cc 超過(下井草南)
民営バイク駐車場の整備支援	<ul style="list-style-type: none"> ・補助件数 0 件 累計 3 か所 60 台
自転車駐車場の使用料の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 1 月から定期使用料改定 (1 階屋根無：1,900 円→2,100 円)
IC カードによる料金設定	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、区立施設では、IC カードによる支払いができないため取組項目から除外

5-2 買い物客等用自転車駐車場の整備

主な取組項目	取組状況
買い物客等用自転車駐車場整備モデル地域の選定【重点】	<ul style="list-style-type: none"> ・区内、5 か所の駅周辺を選定 高円寺、阿佐ヶ谷・南阿佐ヶ谷、荻窪、久我山、新高円寺
買い物客等用自転車駐車スペースの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・荻窪東地下（地上部）を拡張し、最初の一時間無料の電磁駐車ラックを 40 台設置、久我山北、新高円寺地下の一部に、最初の 1 時間無料の電磁駐車ラックを計 176 台設置
既存の自転車駐車場への誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭指導員による自転車駐車場利用案内
大規模店舗等の自転車等駐車場設置義務制度に関する指導の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車、自転車撤去要望の多い地域内店舗への指導実施

5-3 放置自転車のない安全で快適なまちづくり

主な取組項目	取組状況
放置防止協力員の活動支援	・平成26年度桜上水駅 新規団体設置
放置自転車クリーンキャンペーンの実施	・年1回10月末に東京都等と連携してクリーンキャンペーンを実施
案内看板・路面ステッカーの設置	・駅周辺、放置禁止区域内で新設・改修等実施
自転車駐車場への案内誘導【重点】	・買い物客等に対して、街頭指導員による自転車駐車場への案内誘導を実施
街頭指導の強化【重点】	・街頭指導員による駐輪指導、自転車駐車場への案内誘導を実施
放置自転車の撤去	・区内各駅周辺での放置自転車等の撤去を実施
撤去自転車の再資源化等	・707台（平成27年度） 撤去台数の減少により、リサイクル台数は減少傾向
自転車集積所の規模の適正化	・平成28年度に宮前自転車集積所の規模縮小、下井草自転車集積所の規模縮小
放置自転車撤去手数料の見直し	・平成27年1月から撤去手数料改定 (3,000円から5,000円)

5-4 自転車の安全利用（事故防止）の推進

第9次杉並区交通安全計画による取組状況を示します。

主な取組項目	取組状況
区立小学校における自転車安全利用実技講習会の実施【重点】	・区立小学校全校の4年生を対象に毎年実施
スタントマンによる自転車安全利用実技講習会の実施（中学校・一般）【重点】	・スタントマンによる交通事故再現型の自転車安全利用講習会（スケアード・ストレート）を開催。3年間で区立中学校全校を一巡するよう実施
高齢者向け交通安全教室の開催【重点】	・高齢者特有の事故事例や区内の気をつけるべきポイント等について、関係団体と協力して交通安全講習会等を通じて周知を実施
区民向け自転車講習会の実施【重点】	・区民向け自転車講習会を開催し、広く区民に交通ルール・マナーの周知徹底を実施
自転車走行マナーアップキャンペーンの実施【重点】	・高円寺庚申通り商店街等でキャンペーンを毎年実施し、口頭での注意喚起や啓発用品等を配布
出前型自転車講習会の開催【重点】	・職員が休日・夜間等に民間事業所や幼稚園の父母会などに出向く、出前型自転車講習会などの区民参加型講習会を開催
自転車利用者への損害賠償保険加入の促進【重点】	・自転車安全利用実技講習会の際に参加した保護者や区民向け講習会の際に、受講者に対しての昨今の自転車事故への高額な賠償命令の判決を紹介することにより保険への加入を促進

6 自転車利用に関する重点課題

これまでの本計画の各取組等により、通勤・通学者の放置自転車が大幅に減少しましたが、一方で、買い物客等による短時間駐車への対応などの課題があります。

また、自転車安全走行を推進する取組としては、自転車走行ルール・マナーの啓発促進と併せて、違反走行に対する指導や警察による取締り・罰則の適用、より安全な走行環境の整備などを効果的に組み合わせることが必要です。

ここで、自転車利用に関する重点課題を整理し、次章に、その課題に対応した事業計画を策定していきます。

6-1 利用しやすい自転車駐車場の整備に関する重点課題

近年、子ども二人乗せ自転車や電動アシスト自転車など大型自転車の増加に伴う駐車スペースや、高齢者、障害者への優先スペースの拡充、短時間利用者向け料金など、きめ細かい駐車料金設定等、誰もが利用しやすい自転車駐車場の整備が課題となっています。

また、収容台数不足の地域における慢性的な満車状況や、駅に近い施設などでの定期使用の待機待ちなどの課題があります。

あわせて、放置自転車の多い商店街においては、商店会等と協力して、買い物客等が利用しやすい自転車駐車場を増やし、買い物客等に適正な料金設定するなど利用促進に努める必要があります。

6-2 放置自転車の撤去等に関する重点課題

通勤・通学など長時間駐車の際は、自転車駐車場を利用するという意識が浸透してきた一方で、買い物など比較的短時間駐車の際に、近くに自転車駐車場がないからという理由で自転車が放置されており、買い物客等が利用しやすい自転車駐車場を増やし、放置自転車のないまちを実現していくことが必要です。

また、放置自転車及び撤去自転車台数が減少している状況から、撤去自転車の保管場所である自転車集積所の効率的な運営などをさらに進め、撤去に係る経費を削減していくことが必要です。

6-3 自転車通行空間に関する重点課題

自転車は車道の左側を通行することが原則ですが、一定の条件の下に歩道通行も認められています。しかし、歩道上を自転車が無秩序に通行している実態もあることから、自転車の通行空間を歩道から分離することが望ましいと考えます。

区内の道路は歩道も車道も狭く、自転車道(※)等をただちに整備できる状況ありません。したがって、歩行者や自動車との錯綜を防ぐため自転車通行空間を

確保していく必要があります。

※自転車道とは、自転車の通行の安全や、自転車を利用したレクリエーションを目的として、自転車を自動車交通から分離するために設けられた道路または道路の部分のこと。

6-4 自転車の安全走行（事故防止）に関する重点課題

自転車は子どもでも気軽に利用できる乗り物です。このため、低年齢期から走行ルール・マナーを学習し、交通安全意識を持たせることが重要であり、子どもから高齢者までの年齢層に適したきめ細かい啓発・教育を行う必要があります。

運転技術・判断力が未熟な子どもについては、死亡事故につながりやすい頭部損傷を防ぐため、13歳未満にヘルメットの着用が義務化されていますが、今後も、全ての自転車利用者にヘルメット着用を普及させることが必要です。

近年、自転車利用者が加害者となる重大事故が発生し、高額な賠償金を請求されるケースが増加しています。しかしながら、自転車は自動車のような強制加入保険制度が確立されておらず、加害者に支払い能力が無いために被害者が十分な補償を受けられない事例もあります。被害者救済の観点から、自転車利用者に対して賠償保険の加入を促進することも必要です。

第3章 取組の基本的方針、計画目標及び具体的な取組

1 計画の概要

1-1 基本理念及び取組の基本的方針

本計画の改定にあたっては、自転車が区民の生活の中で身近な乗り物の一つとして定着していることを踏まえ、自転車利用環境向上のため、次の基本理念のもと、4つの基本的方針を定め、取組を推進します。

基本理念

安全で快適な自転車利用環境の実現を目指すために、自転車をルールとマナーを守って利用する交通手段として位置づけ、区民、区、警察、事業者など自転車に関わるすべての者が協力して取組を実施します。

取組の基本的方針

- 1 利用しやすい自転車駐車場の整備
- 2 買い物客等用自転車駐車場の整備
- 3 放置自転車のない安全で快適なまちづくり
- 4 自転車の安全利用（事故防止）の推進

1-2 計画の体系図



1-3 計画の数値目標

(1) 有料制自転車駐車場の整備目標

一部の駅周辺では自転車駐車場が不足する駅が存在します。今後も、用地の確保や収容効率の上昇に努め、必要台数の確保を目指していきます。

表8 区内18駅の自転車駐車場整備目標値

路線	駅名	自転車駐車場収容台数(平成28年度末見込)			必要台数 ※1	不足台数
		区立	民営	合計		
西武新宿線	下井草	536	482	1,018	674	0
	井荻	1,046	326	1,372	900	0
	上井草	612	110	722	450	0
JR中央線	高円寺	2,979	285	3,264	3,093	0
	阿佐ヶ谷	2,416	1,295	3,711	3,220	0
	荻窪	8,339	1,351	9,690	9,198	0
	西荻窪	1,359	1,879	3,238	3,255	17
丸ノ内線	東高円寺	0	931	931	528	0
	新高円寺	1,462	0	1,462	1,008	0
	南阿佐ヶ谷	388	276	664	868	204
	方南町駅	578	0	578	593	15
京王井の頭線	永福町 ※2	1,010	370	1,380	1,031	15
	西永福 ※3	702	0	702	380	380
	浜田山	1,129	331	1,460	909	0
	高井戸	847	559	1,406	495	0
	富士見ヶ丘	588	48	636	444	0
	久我山	1,968	114	2,082	1,849	0
京王線	八幡山	0	386	386	344	0
合計		25,959	8,743	34,702	29,239	631

※1 必要台数は平成27年度のピーク時乗入台数に定期使用申請待機者(予測値)を加算して算出。

※2 線路で分断されている南側地域の不足台数。駅全体では充足している。

※3 西永福の収容台数については、登録制自転車置場の収容台数を記載。必要台数については、これまでの他駅周辺における登録制置場から有料制自転車駐車場へ移行後の実績等に基づき算出し、同数値を不足台数とした。

(2) 駅周辺放置自転車の台数

改定前の計画と同様に、昼間(午後2時時点)の放置自転車台数及び放置自転車のピーク時(午後5時時点)における、放置自転車台数を指標として設定します。

目標数値は、改定前の計画で設定した平成28年度目標値を平成27年度時点で達成しています。引き続き、改定前の計画で定めた平成33年度の目標数値の達成を目指します。

表9 放置自転車台数の実績値と目標値

	平成27年度 (実績)	平成28年度 (目標)※	平成33年度 (目標)
放置自転車台数 昼間(午後2時時点)	1,172台	1,300台	800台
放置自転車台数 夕方(午後5時時点)	1,418台	1,800台	1,200台

※改定前の計画の平成28年度の目標数値

(3) 自転車に関連した交通事故件数

区内の交通事故件数は、平成 23 年の 2,023 件（内、自転車事故 913 件）から平成 27 年には 1,449 件（平成 23 年度比 72%）に大幅に減少しました。この内、自転車事故については、平成 23 年の 913 件から平成 27 年の 571 件（平成 23 年度比 63%）と全体の事故件数とともに減少しています。

しかしながら、平成 27 年の自転車が関与した事故件数は 513 件と都内で 4 番目に多く、自転車の事故関与率も都内平均の 32.3% よりも高い 35.4% となっています。

これらのことから、第 10 次杉並区交通安全計画では、自転車の事故関与率を現状の都内平均までの引き下げを目指し、交通事故発生件数の目標 1,300 件の 32% である 420 件以下（現状値から 18% の減少）を目標数値としています。

本計画においても、これを目標数値として設定します。

表 10 自転車の交通事故関与件数と目標値

	平成 27 年 (発生件数)	平成 33 年 (目標値)
自転車の交通事故関与件数	513 件	420 件以下

(4) 自転車の車道左側通行の順走遵守率

自転車関与事故の多い路線、自転車駐車場に接続する路線などを結ぶ優先整備路線において、路面表示により自転車利用者が安全に通行できる空間を創出し、自転車の車道左側通行の順走遵守率の向上を図ります。（杉並区自転車ネットワーク計画）

表 11 自転車の車道左側通行の順走遵守率の実績値と目標値

	平成 27 年 (実績値)	平成 33 年 (目標値)
自転車の車道左側通行の順走遵守率	75%	90%

※優先整備路線のうち、交通量調査地点となっている路線が対象

2 基本の方針別の取組

2-1 基本方針1：利用しやすい自転車駐車場の整備

(1) 自転車駐車場の整備【重点】

実施主体：区、鉄道事業者

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
区は、駅周辺のさまざまな情報を集めながら適地を見つけ、鉄道事業者や道路管理者と相互に連携・協力し、多様な自転車駐車需要に応じた利用しやすい自転車駐車場の整備を進めます。また、道路の一部等を自転車置場として利用している西永福駅の登録制自転車置場については、有料制自転車駐車場へ移行を目指します。			調査・検討		

※前期計画の取組「登録制自転車置場から有料制自転車駐車場への移行」と統合しました。

(2) 新たな自転車駐車場の整備

実施主体：区、鉄道事業者

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
駅周辺地域においては、自転車駐車場を整備するための用地を確保することが非常に困難であり、自転車駐車場の整備が進まない状況にあります。機械式自転車駐車場や道路上の自転車駐車場などの新たな整備手法について、費用対効果を考慮しつつ導入に向けて検討を行います。			検討		

(3) 使いやすい自転車ラックの導入

実施主体：区

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
自転車駐車場の新設・改修に合わせて、女性や高齢者にも使いやすく、台数確保と操作性を両立したスライドラックや垂直二段式ラックなどを導入します。また、子ども二人乗せ自転車などの大型自転車や高齢者、障害者が利用しやすい駐車スペースの拡充を進めます。			実施		

(4) 防犯カメラの設置

実施主体：区

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
現在、30か所の区立有料制自転車駐車場に防犯カメラを設置しています。犯罪抑止に効果のある防犯カメラを全施設に設置することで、利用者が安心して自転車駐車場を利用できるようにします。			実施		

(5) きめ細かい駐車料金設定【重点】

実施主体：区

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
駅までの距離、屋根の有無、階層による料金設定のほか、買い物客等の短時間利用者向け料金、上段ラック割引、平日限定定期の設定など、自転車駐車場の民営化等を視野に入れ、きめ細かい駐車料金の設定を検討します。			検討		

(6) 自転車駐車場の民営化

実施主体：区

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
既に民営化している東高円寺自転車駐車場については、事業も安定し利用者の評価も高いことからこの事業形態を維持します。他の区立有料制自転車駐車場の管理運営のあり方については、指定管理者制度導入も含め、きめ細かい駐車料金設定の検討とあわせて引き続き検討を行います。			検討		

(7) 民営自転車駐車場の情報提供

実施主体：区

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
民営自転車駐車場の設置状況を把握し、ホームページや自転車駐車場案内パンフレットなどを通じ、場所や利用料金などの情報を提供します。			実施		

(8) 民営自転車駐車場の整備支援

実施主体：区、民間駐車場事業者

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
駅周辺に自転車駐車場を設置・運営するものに対して、建設費や管理費の一部を補助します。			実施		

(9) 自動二輪車置場の整備

実施主体：区

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
バイクが駐車可能な既存の自転車駐車場を活用し、平成29年4月に5か所の自動二輪車置場を開設します。整備による駅周辺での効果を検証し、自動二輪車置場の拡充、対象自動二輪車の大型化などを検討します。	5か所開設効果検証		新規設置場所等検討		

(10) 民営バイク駐車場の整備支援

実施主体：区、民間駐車場事業者

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
駅周辺等に民営バイク駐車場を設置・管理する者に対して、建設費の一部を補助します。また、民営バイク駐車場の駐車場マップなどを通じPRを行い、利用を促進します。			実施		

(11) 自転車駐車場の使用料の見直し

実施主体：区

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
有料制自転車駐車場の使用料は、運営経費を使用料で賄うことを原則としており、施設の整備や老朽化など運営経費の増加に伴い、平成27年1月から定期使用料を改定しました。今後も定期的に見直しを行います。			検討・実施		

2-2 基本方針2：買い物客等用自転車駐車場の整備

(1) モデル地域における買い物客等用自転車駐車場整備【重点】

実施主体：区、商店会、大規模店舗等設置者、民間駐車場事業者

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
買い物客等用自転車駐車場整備のモデル地域として選定した放置自転車の多い高円寺、阿佐ヶ谷・南阿佐ヶ谷、荻窪、久我山、新高円寺の商店街において、商店街、大規模店舗等と連携、協力して買い物客等用自転車駐車場整備に向けた検討を行います。			検討		

(2) 買い物客等を対象とした駐車料金の設定【重点】

実施主体：区

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
買い物客等用自転車駐車場では、無料時間の設定と合わせ、その後の課金を割り増しするなど、買い物客等が適正に利用できるような料金設定を検討していきます。			検討		

(3) 買い物客等用自転車駐車スペースの拡充

実施主体：区

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
既存の自転車駐車場のうち、商店街に近い施設に電磁駐車ラックを導入することで、無料時間を設定するなど、買い物客等が気軽に利用できるようにします。 区では、平成26・27年度に久我山北自転車駐車場、荻窪東地下自転車駐車場の地上部、新高円寺地下自転車駐車場の一部を活用して、買い物等にも利用しやすいよう最初の一時間無料の駐車スペースを計216台整備しましたが、今後も利用状況を検証するとともに、買い物客等用自転車駐車場の整備を検討していきます。	効果検証		新規設置場所検討		

(4) 自転車駐車場への誘導

実施主体：区

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
日曜・祝日は通勤・通学利用者が減り、自転車駐車場の利用率が低くなることから、駐車場の空きスペースへ買い物客等を誘導します。			実施		

(5) 大規模店舗等の自転車等駐車場設置義務制度に関する指導の徹底

実施主体：区、大規模店舗等事業者

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
自転車条例施行日以前に建築された建物及び自転車駐車場の設置義務の条件に該当しない施設の設置者に対しても、施設の用途・規模に見合った自転車駐車場の整備と自転車駐車場の適正な管理を要請し、問題がある場合には、必要な措置を講ずるよう協力を求めます。			実施		

(6) 買い物客等用自転車駐車場整備の支援【重点】

実施主体：区、商店会

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
商店街等が自転車駐車場を設置し管理するにあたり、「なりすまし」駐車を防ぎ、買い物客等が適正に利用できるよう電磁駐車ラック導入をした際の経費の補助など、支援の方策を検討します。			検討・実施		

2-3 基本方針3：放置自転車のない安全で快適なまちづくり

(1) 放置防止協力員の活動支援

実施主体：区、商店会、町会、区民

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
放置自転車を減少させるには、地域で日常的に放置防止活動をしている放置防止協力員の活動が大きな役割を果たしています。引き続き、放置防止協力員の活動を支援していくとともに、放置自転車の多い地区や大規模店舗等の周辺地区での組織化を進めます。			実施		

(2) 放置自転車クリーンキャンペーンの実施

実施主体：区、警察、東京都、商店会、町会、区民

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
東京都、都内区市等及び関係機関との連携・協力による放置自転車クリーンキャンペーンを実施し、自転車の放置防止を効果的にPRする活動を推進します。			実施		

(3) 自転車安全利用教室での放置防止啓発活動の実施

実施主体：区、警察、区民

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
小中学生、高齢者、事業者等を対象として開催する自転車安全利用教室の際に、自転車の放置防止について併せて周知し、幅広い世代に対して放置防止の必要性に関する理解を深めます。			検討・実施		

(4) 案内看板・路面ステッカーの設置

実施主体：区

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
放置を未然に防ぎ、自転車駐車場へ案内誘導するため、案内看板・路面ステッカー等による表示を効果的に実施します。			実施		

(5) 街頭指導の強化【重点】

実施主体：区

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
<p>買い物客等用の自転車駐車が整備された地域において、商店街や大規模店舗等と協力して、買い物客等の自転車利用者に対して自転車駐車場へ案内誘導する活動を実施します。</p> <p>また、点字ブロック上など、歩行者への危険性が高い箇所への自転車放置については、自転車利用者への自転車駐車場への案内誘導を実施するとともに、街頭指導及び自転車の撤去を強化します。</p>			実施		

※前期計画の取組「自転車駐車場への案内誘導【重点】」と統合しました。

(6) 放置自転車の撤去

実施主体：区、道路管理者

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
<p>放置自転車が多い地域を重点に、効果的に放置自転車の撤去を実施していきます。点字ブロック上など、特に危険な箇所については、街頭指導の強化と合わせ、短時間撤去などの対策をとります。</p>			実施		

(7) 撤去自転車の再資源化等

実施主体：区

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
<p>撤去した自転車のうち、未返還の自転車で再生可能な自転車については、リサイクル販売又は海外への売却を行う等の資源の有効活用を図ります。</p>			実施		

(8) 自転車集積所の規模の適正化

実施主体：区

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
<p>放置自転車の減少に伴い、平成24年度に8か所ある自転車集積所のうち稼働率の低い集積所を廃止するなど、6か所に再編しました。また、宮前自転車集積所及び、下井草自転車集積所を平成28年度に縮小した後、平成29年度中に廃止します。今後も、本計画の取組効果による撤去台数や放置台数の変動等に応じ、規模の適正化を図ります。</p>	実施			検討	

(9) 撤去業務の効率化【重点】

実施主体：区

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
自転車集積所の規模の適正化に合わせて、街頭指導・撤去運搬・集積所管理の一連の業務を一体として業務委託し、業務の効率化を図っています。また、夕方や土曜・日曜・祝日など放置自転車が多い時間帯の状況を定期的に把握し、放置が多い時間帯に効果的に撤去を実施します。			検討・実施		

(10) 放置自転車撤去手数料の見直し

実施主体：区

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
平成27年1月1日より、放置自転車1台あたりの撤去経費及び他自治体の状況等を踏まえ、3,000円から5,000円に改定しました。 今後も、放置自転車撤去業務の効率化を図りつつ、1台当たりの撤去経費を基に算定している撤去手数料について定期的に算定数値を見直します。			検討・実施		

2-4 基本方針4：自転車の安全利用（事故防止）の推進

第10次杉並区交通安全計画による取組内容を以下に示します。

(1) 区立小学校における自転車安全利用実技講習会の実施【重点】

実施主体：区、警察

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
区内の全区立小学校4年生を対象として、児童が体験し楽しみながら自転車のルールを習得できる自転車安全利用実技講習会を開催します。			実施		

(2) スタントマンによる自転車安全利用実技講習会の実施(中学校・一般)

【重点】

実施主体：区、警察

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
全ての区立中学校の生徒を対象として、3年間で区立中学校を一巡し、在学中に一回は受講することが出来るようにスタントマンによる交通事故再現型の自転車安全利用講習会（スケアード・ストレート）を開催します。 また、学校公開日等に合わせて行われる場合は近隣町会や交通安全協会等を通じて、近隣の方にも参加をいただけるよう、積極的に周知を行います。			実施		

(3) 区安全パトロール隊による違反自転車への注意喚起【重点】 実施主体：区

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
区安全パトロール隊が区内巡回中に発見した交通法規に違反する自転車運転者に対して、状況に応じて、その場での啓発チラシの配布や口頭による注意喚起を行い、日々の声かけを通じて自転車利用者のモラルの向上を図ります。			実施		

(4) 自転車用ヘルメットの着用推進【重点】 実施主体：区、警察、交通安全協会

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
自転車乗用中の事故では、頭部への損傷が致命傷や後遺症などに繋がることから、関係機関と連携・協力し、自転車用ヘルメットの普及啓発に努めます。			実施		

(5) 高齢者向け交通安全教室の開催【重点】 実施主体：区、警察、交通安全協会

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
高齢者特有の事件事例や区内の気をつけるべきポイント等について、関係団体と協力して交通安全講習会等を通じて周知し、高齢者に対しての交通事故防止を図ります。	←		実施		→

(6) 区民向け自転車講習会の実施【重点】 実施主体：区、警察

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
区民向け自転車講習会を開催し、広く区民に交通ルール・マナーの周知徹底を行います。	←		検討・実施		→

(7) 自転車シミュレーターを活用した体験型啓発活動の実施【重点】

実施主体：区

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
区内最大規模のイベントであるすぎなみフェスタ等の多くの参加者が見込まれるイベント会場において、自転車シミュレーターを活用した自転車講習会を実施し啓発活動に努めます。	←		実施		→

(8) 自転車走行マナーアップキャンペーンの実施【重点】 実施主体：区、警察

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
高円寺庚申通り商店街等での通勤・通学時間帯における自転車の走行マナーアップキャンペーンなど、状況に応じて危険運転者（スピード出しすぎ、イヤホン、携帯電話、傘差し等）に対して、口頭での注意喚起や啓発用品等の配布を行い、自転車運転者のマナーアップを図ります。	←		実施		→

(9) 出前型自転車講習会の開催【重点】

実施主体：区、警察

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
日ごろの自転車のルール、走行方法に関する啓発のため、職員が休日・夜間等に民間事業所や幼稚園の父母会などに出向く、出前型自転車講習会などの区民参加型講習会を開催します。			実施		

(10) 自転車利用者への損害賠償保険加入の促進【重点】

実施主体：区

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
自転車安全利用実技講習会の際に参加した保護者や区民向け講習会の際に、受講者に対しての昨今の自転車事故への高額な賠償命令の判決を紹介することにより保険への加入を促進します。			実施		

(11) 悪質な自転車利用者に対する取締りの実施【重点】

実施主体：警察

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
信号無視や遮断踏切立入、一時不停止等の交通法規を無視した無謀な運転を行う自転車利用者に対して、罰則の適用等による取締りを実施します。			実施		

(12) 区内自転車商協同組合と協力した自転車点検の実施

実施主体：区、警察

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
小学校における自転車安全利用実技講習会の際に、自転車商協同組合の協力を得て、小学生が講習会の際に持参した自転車の点検を行うなど、適切に整備をした安全な自転車に乗るように啓発に努めます。			実施		

(13) 自転車通行空間の整備【重点】

実施主体：区、警察、道路管理者

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
安全で快適な自転車通行環境を確保するため、自転車通行帯整備の検討を進めます。検討に当たっては、通行帯を優先的に整備をする路線や都道、国道、近隣区との一体的かつ連続的な整備となるよう検討します。			検討・実施		

(14) 自転車安全利用モデル地区の推進

実施主体：区、商店街、住民防犯団体

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
平成17年度から地域住民団体がルール違反自転車利用者に対し、啓発活動を行う「自転車安全利用モデル地区制度」を実施しています。交通法規に違反する悪質な自転車利用者に対して、口頭で改善を促す等の啓発活動を行い、自転車利用者のモラル改善を図ります。			実施		

第4章 計画の推進にあたって

1 区民・事業者・行政の連携強化

計画を推進するにあたっては、区民と鉄道事業者・商店会・大規模店舗等の事業者、区・警察等の行政機関及び道路管理者が、計画の基本理念である「安全で快適な自転車利用環境の実現」を目指していく意識を共有し、それぞれの役割のもと、様々な取組を連携して実施していきます。

また、区は、杉並区自転車等駐車対策協議会のほか、交通安全協会、放置防止協力員など地域の自転車対策に関する協議会などを中心に連携体制の構築に力をいれてまいります。

一方、自転車は区をまたいで移動する交通手段でもあり、これまで以上に自転車駐車場の利用や自転車安全利用に関する意識啓発など、隣接自治体と連携した取組を進めていきます。

2 区民一人ひとりの役割

大気汚染を低減させるため、区民一人ひとりが自動車の使用をできる限り控え、環境に優しい自転車を利用する意識を持つことが必要です。一方、駅周辺の居住者等は駅までの交通手段として自転車を控えることで、放置自転車対策につなげることができます。

また、交通事故を未然に防ぎ、皆が安全に道路を通行するためには、歩行者、自転車利用者、自動車運転者それぞれが、ルールやマナーを理解し、互いの存在を認め、三者が調和して、道路を譲り合って通行していくことが重要です。

自転車の安全走行や自転車を放置しないなど、自転車利用のルールやマナーを実践していくためには、自転車利用者である区民一人ひとりの理解と協力が必要です。

資 料

交通安全杉並区宣言

近時、車両運行の急激な増加にともない、区内における交通事情は悪化の一途をたどり、事故は日とともに激増の傾向にあることは、まことに憂慮に堪えないところである。

杉並区は人命を尊重し、区民の生命財産をまもり、区内における交通事故の絶滅を期するため、これが施策を推進することを決意し、ここに交通安全都市を宣言する。

昭和40年3月31日

○区内18駅の自転車駐車場整備目標値

路線	駅名		自転車駐車場収容台数(平成28年度末見込)			必要台数 ※1	不足台数
			区立	民営	合計		
西武新宿線	下井草	北側	316	184	500	394	0
		南側	220	298	518	280	0
		駅全体	536	482	1,018	674	0
	井荻	北側	344	177	521	445	0
		南側	702	149	851	455	0
		駅全体	1,046	326	1,372	900	0
	上井草	北側	612	50	662	394	0
		南側	0	60	60	56	0
		駅全体	612	110	722	450	0
JR中央線	高円寺	北側	2,530	97	2,627		
		高架下	449	188	637		
		南側	0	0	0		
		駅全体	2,979	285	3,264	3,093	0
	阿佐ヶ谷	北側	0	180	180		
		高架下	2,416	680	3,096		
		南側	0	435	435		
		駅全体	2,416	1,295	3,711	3,220	0
	荻窪	北側	4,569	808	5,377		
		南側	3,770	543	4,313		
		駅全体	8,339	1,351	9,690	9,198	0
	西荻窪	北側	0	171	171		
		高架下	1,359	1,708	3,067		
		南側	0	0	0		
		駅全体	1,359	1,879	3,238	3,255	17
丸ノ内線	東高円寺	北側	0	0	0		
		南側	0	931	931		
		駅全体	0	931	931	528	0
	新高円寺	北側	0	0	0		
		南側	1,462	0	1,462		
		駅全体	1,462	0	1,462	1,008	0
	南阿佐ヶ谷	北側	110	0	110		
		南側	278	276	554		
		駅全体	388	276	664	868	204
	方南町駅	東側	118	0	118		
西側		460	0	460			
駅全体		578	0	578	593	15	
京王井の頭線	永福町 ※2	北側	880	370	1,250	886	0
		南側	130	0	130	145	15
		駅全体	1,010	370	1,380	1,031	15
	西永福 ※3	北側	0	0	0	152	152
		南側	702	0	702	228	228
		駅全体	702	0	702	380	380
	浜田山	北側	748	248	996	726	0
		南側	381	83	464	183	0
		駅全体	1,129	331	1,460	909	0
	高井戸	東側	375	0	375	283	0
		西側	472	559	1,031	212	0
		駅全体	847	559	1,406	495	0
	富士見ヶ丘	北側	280	48	328	266	0
		南側	308	0	308	178	0
		駅全体	588	48	636	444	0
	久我山	北側	333	114	447	370	0
		南側	1,635	0	1,635	1,479	0
		駅全体	1,968	114	2,082	1,849	0
京王線	八幡山	杉並区域	0	386	386	344	0
合計			25,959	8,743	34,702	29,239	631

※1 必要台数は平成27年度のピーク時乗入台数に定期使用申請待機者(予測値)を加算して算出。

※2 線路で分断されている南側地域の不足台数。駅全体では充足している。

※3 西永福の収容台数については、登録制自転車置場の収容台数を記載。必要台数については、これまでの他駅周辺における登録制置場から有料制自転車駐車場へ移行後の実績等に基づき算出し、同数値を不足台数とした。

○区外隣接駅における自転車駐車場の整備状況

区外隣接8駅の自転車駐車場の整備にあたっては、隣接関係区市と十分に協議して進めることとします。

路線名	駅名	隣接自治体	自転車駐車場整備状況		備考
			設置主体	収容台数	
丸ノ内線	中野富士見町	中野区	杉並区	188	
			中野区	90	
京王井の頭線	三鷹台	三鷹市	三鷹市	1,351	
京王線	代田橋	世田谷区	民間	140	
			世田谷区	70	
	明大前	世田谷区	杉並区	310	無料置場
			世田谷区	975	
			民間	293	
	下高井戸	世田谷区	世田谷区	242	
	桜上水	世田谷区	杉並区	407	
			世田谷区	813	
			民間	762	
	上北沢	世田谷区	杉並区	200	
芦花公園	世田谷区	世田谷区	90		
		民間	213		

※平成28年度末見込み

○駅別自転車駐車場必要整備台数

(1)西武新宿線

・下井草駅周辺

【現状と課題】

○自転車駐車場整備に伴い通勤通学の自転車の放置はほとんどなくなりましたが、南口の商店街で、昼から午後にかけて買い物客等の自転車が目立ちます。

【駅周辺の自転車利用状況と自転車駐車場整備状況】

乗降客数(1日平均)	23,998 人	北側	南側
自転車乗入れ台数(ピーク時)	643 台	363	280
区立有料制自転車駐車場収容台数	536 台	316	220
民営自転車駐車場収容台数	482 台	184	298
定期使用申請待機者(予測値)	31 人	31	0

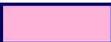
【自転車駐車場の現状】

自転車駐車場名		収容台数	設置	敷地	駅からの距離	ピーク時 利用台数	平均 利用率
1	下井草北第一自転車駐車場	196 台	区立	都有地	北東 270 m	59 台	30.1%
2	下井草北第二自転車駐車場	120 台	区立	区有地	北西 10 m	108 台	90.0%
3	下井草南自転車駐車場	220 台	区立	区有地	南東 300 m	54 台	24.5%
4	民営自転車駐車場	184 台	民間	民有地	北西 70 m	176 台	95.7%
5	民営自転車駐車場	43 台	民間	民有地	南西 80 m	44 台	102.3%
6	民営自転車駐車場	35 台	民間	民有地	南 100 m	17 台	48.6%
7	民営自転車駐車場	160 台	民間	民有地	南 150 m	131 台	81.9%
8	民営自転車駐車場	60 台	民間	民有地	南東 100 m	- 台	-
計		1,018 台				589 台	57.9%

【整備計画】

	現在収容台数 (A)	目標収容台数 (B)	差異 (A) - (B)	必要台数
北側	500 台	394 台	106 台	0 台
南側	518 台	280 台	238 台	0 台
駅全体	1,018 台	674 台	344 台	0 台



凡例	
	自転車放置禁止区域
	有料制自転車駐車場
	民営自転車駐車場
	丁目の境界線

・井萩駅周辺

【現状と課題】

○自転車駐車場整備に伴い通勤通学の自転車の放置はほとんどなくなりました。商店街に買い物客等の放置自転車が少し見られますが、大きな集積はありません。

【駅周辺の自転車利用状況と自転車駐車場整備状況】

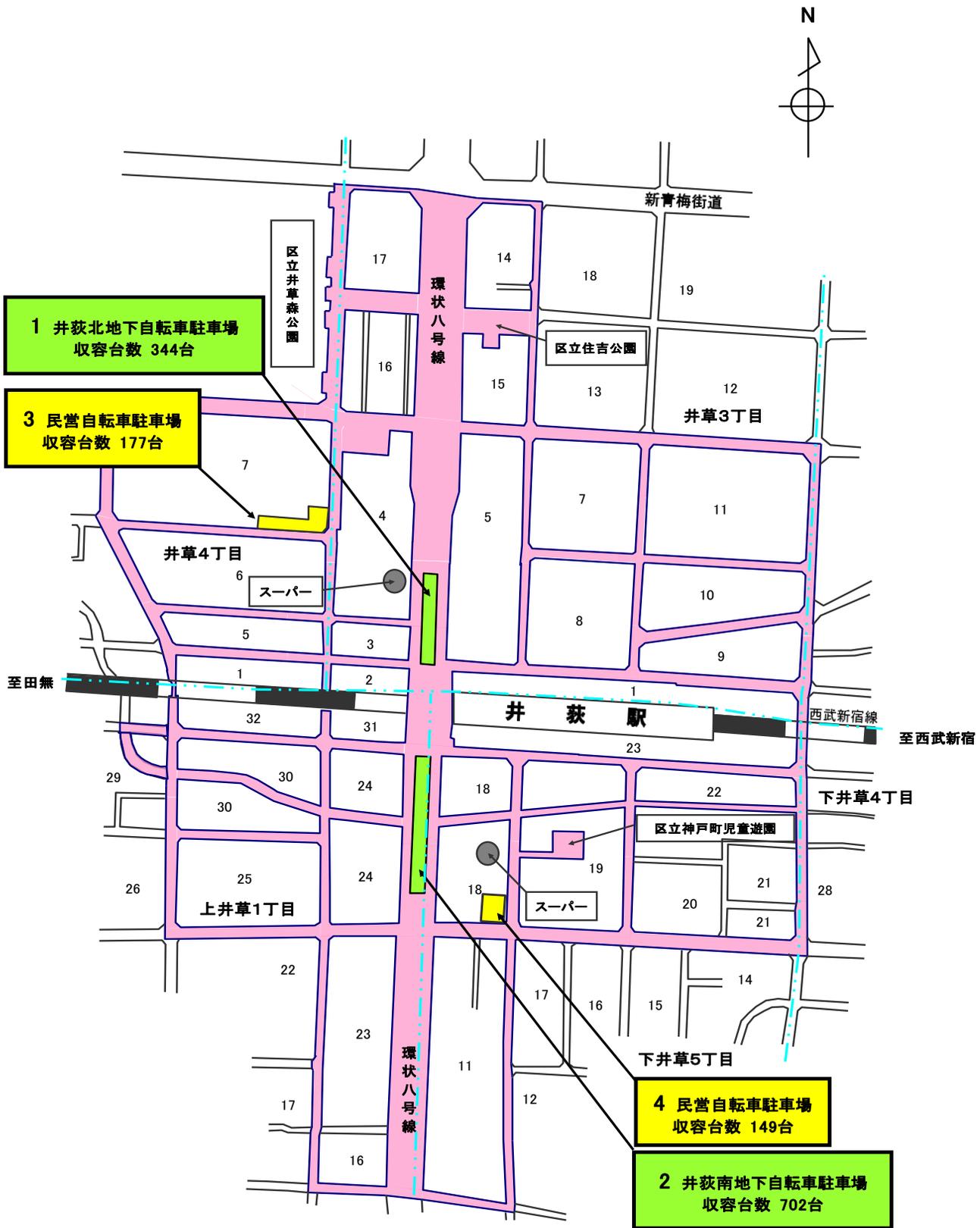
乗降客数(1日平均)	19,918 人	北側	南側
自転車乗入れ台数(ピーク時)	894 台	439	455
区立有料制自転車駐車場収容台数	1,046 台	344	702
民営自転車駐車場収容台数	326 台	177	149
定期使用申請待機者(予測値)	6 人	6	0

【自転車駐車場の現状】

自転車駐車場名		収容台数	設置	敷地	駅からの距離	ピーク時 利用台数	ピーク時 利用率
1	井萩北地下自転車駐車場	344 台	区立	都道敷	北西 60 m	266 台	77.3%
2	井萩南地下自転車駐車場	702 台	区立	都道敷	南西 60 m	331 台	47.2%
3	民営自転車駐車場	177 台	民間	民有地	北西 210 m	70 台	39.5%
4	民営自転車駐車場	149 台	民間	民有地	南西 140 m	80 台	53.7%
計		1,372 台				747 台	54.4%

【整備計画】

	現在収容台数 (A)	目標収容台数 (B)	差異 (A) - (B)	必要台数
北側	521 台	445 台	76 台	0 台
南側	851 台	455 台	396 台	0 台
駅全体	1,372 台	900 台	472 台	0 台



凡例	
	自転車放置禁止区域
	有料制自転車駐車場
	民営自転車駐車場
	丁目の境界線

・上井草駅周辺

【現状と課題】

○自転車駐車場の整備に伴い、通勤通学の自転車の放置はほとんどなくなりました。商店街に買い物客等の放置自転車が少し見られますが、大きな集積はありません。

【駅周辺の自転車利用状況と自転車駐車場整備状況】

乗降客数(1日平均)	20,500 人	北側	南側
自転車乗入れ台数(ピーク時)	450 台	394	56
区立有料制自転車駐車場収容台数	612 台	612	0
民営自転車駐車場収容台数	110 台	50	60
定期使用申請待機者(予測値)	0 人	0	0

【自転車駐車場の現状】

自転車駐車場名		収容台数	設置	敷地	駅からの距離	ピーク時 利用台数	ピーク時 利用率
1	上井草北自転車駐車場	612 台	区立	区有地	北東 80 m	375 台	61.3%
2	民営自転車駐車場	60 台	民間	民有地	南西 120 m	41 台	68.3%
3	民営自転車駐車場	50 台	民間	民有地	北東 110 m	6 台	12.0%
計		722 台				422 台	58.4%

【整備計画】

	現在収容台数 (A)	目標収容台数 (B)	差異 (A) - (B)	必要台数
北側	662 台	394 台	268 台	0 台
南側	60 台	56 台	4 台	0 台
駅全体	722 台	450 台	272 台	0 台

(2)JR中央線

・高円寺駅周辺

【現状と課題】

○自転車駐車場の整備に伴い、通勤通学のため自転車は、概ね区営及び民営の自転車駐車場に収容されているものと考えられます。一方、駅前広場の商店街前の歩道や、大規模店舗周辺の道路に、買い物客等の放置自転車により、歩行者の通行の支障となるだけでなく、車両の安全な通行の妨げとなっている箇所があります。

【駅周辺の自転車利用状況と自転車駐車場整備状況】

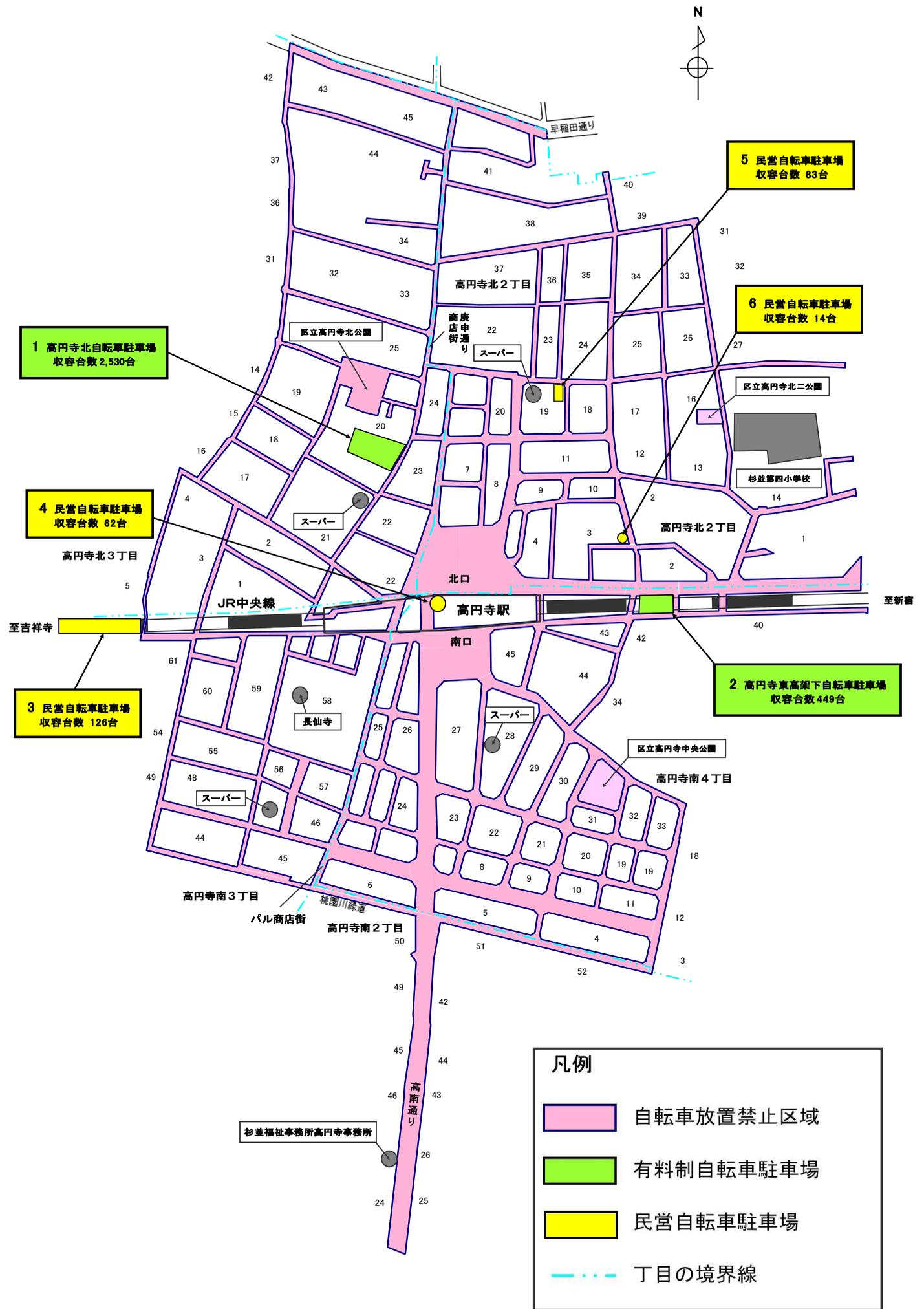
乗降客数(1日平均)	98,472 人
自転車乗入れ台数(ピーク時)	3,068 台
区立有料制自転車駐車場収容台数	2,979 台
民営自転車駐車場収容台数	285 台
定期使用申請待機者(予測値)	25 人

【自転車駐車場の現状】

自転車駐車場名		収容台数	設置	敷地	駅からの距離	ピーク時 利用台数	ピーク時 利用率
1	高円寺北自転車駐車場	2,530 台	区立	区有地	北西 220 m	2,089 台	82.6%
2	高円寺東高架下自転車駐車場	449 台	区立	高架下	東 170 m	351 台	78.2%
3	民営自転車駐車場	126 台	民間	高架下	西 200 m	89 台	70.6%
4	民営自転車駐車場	62 台	民間	高架下	西 60 m	57 台	91.9%
5	民営自転車駐車場	83 台	民間	民有地	北東 270 m	- 台	-
6	民営自転車駐車場	14 台	民間	民有地	北東 200 m	- 台	-
計		3,264 台				2,586 台	79.2%

【整備計画】

	現在収容台数 (A)	目標収容台数 (B)	差異 (A) - (B)	必要台数
北側	2,627 台	/	/	/
高架下	637 台			
南側	0 台			
駅全体	3,264 台	3,093 台	171 台	0 台



・阿佐ヶ谷駅周辺

【現状と課題】

○自転車駐車場及び附置義務等による数多くの民営自転車駐車場が整備されています。このため、通勤通学の自転車は、概ね区営及び民営の自転車駐車場に収容されているほか、買い物の際にも、自転車駐車場を利用する自転車利用者が増えています。しかし、まだ駅前広場周辺の歩道等に買い物客等の放置自転車により、歩行者の通行の支障となっている箇所があります。また、土、日曜日については駐車場への誘導業務により、放置自転車は減少しました。

【駅周辺の自転車利用状況と自転車駐車場整備状況】

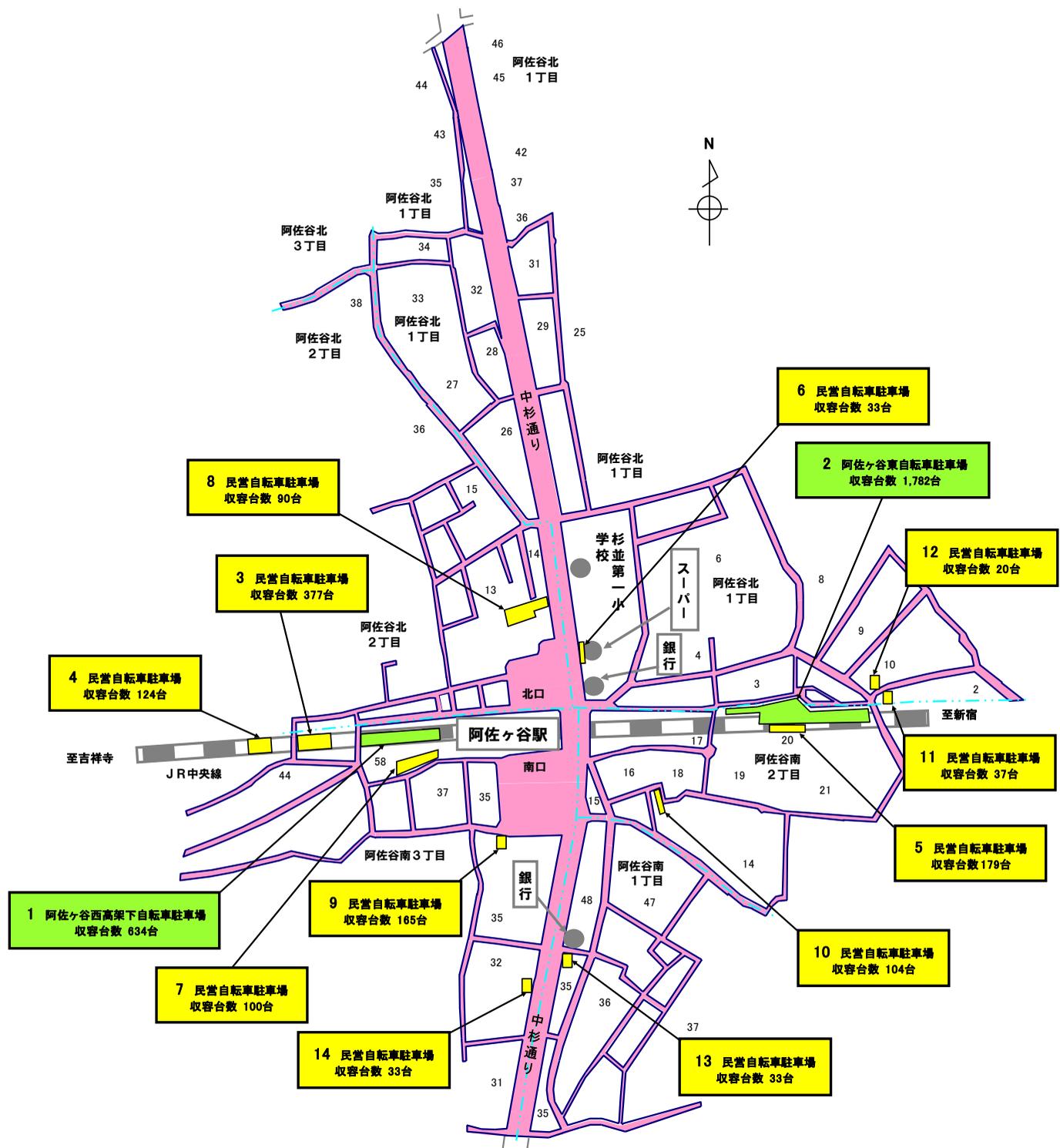
乗降客数(1日平均)	88,596 人
自転車乗入れ台数(ピーク時)	3,156 台
区立有料制自転車駐車場収容台数	2,432 台
民営自転車駐車場収容台数	1,105 台
定期使用申請待機者(予測値)	64 人

【自転車駐車場の現状】

自転車駐車場名		収容台数	設置	敷地	駅からの距離	ピーク時 利用台数	ピーク時 利用率
1	阿佐ヶ谷西高架下自転車駐車場	634 台	区立	高架下	西 100 m	630 台	99.4%
2	阿佐ヶ谷東自転車駐車場	1,782 台	区立	高架下	東 180 m	1,490 台	83.6%
3	民営自転車駐車場	377 台	民間	高架下	西 180 m	303 台	80.4%
4	民営自転車駐車場	124 台	民間	高架下	西 230 m	102 台	82.3%
5	民営自転車駐車場	179 台	民間	高架下	東 180 m	136 台	76.0%
6	民営自転車駐車場	33 台	民間	民有地	北東 30 m	- 台	-
7	民営自転車駐車場	100 台	民間	民有地	南西 110 m	96 台	96.0%
8	民営自転車駐車場	90 台	民間	民有地	北 100 m	88 台	97.8%
9	民営自転車駐車場	165 台	民間	民有地	南 80 m	52 台	31.5%
10	民営自転車駐車場	104 台	民間	民有地	南東 120 m	86 台	82.7%
11	民営自転車駐車場	37 台	民間	民有地	東 200 m	- 台	-
12	民営自転車駐車場	20 台	民間	民有地	東 200 m	- 台	-
13	民営自転車駐車場	33 台	民間	民有地	南 200 m	- 台	-
14	民営自転車駐車場	33 台	民間	民有地	南 200 m	- 台	-
計		3,711 台				2,983 台	80.4%

【整備計画】

	現在収容台数 (A)	目標収容台数 (B)	差異 (A) - (B)	必要台数
北側	180 台	/	/	/
高架下	3,096 台			
南側	435 台			
駅全体	3,711 台	3,220 台	491 台	0 台



凡例

- 自転車放置禁止区域
- 有料制自転車駐車場
- 民営自転車駐車場
- 丁目の境界線

・荻窪駅北口周辺

【現状と課題】

○自転車駐車場は合計5,300台以上の収容能力があり、通勤通学の自転車は、概ね区営及び民営の自転車駐車場に収容されていると考えられます。また、青梅街道の歩道や商店街に面した道路に、買い物客等の放置自転車が目立ちます。

【駅周辺の自転車利用状況と自転車駐車場整備状況】

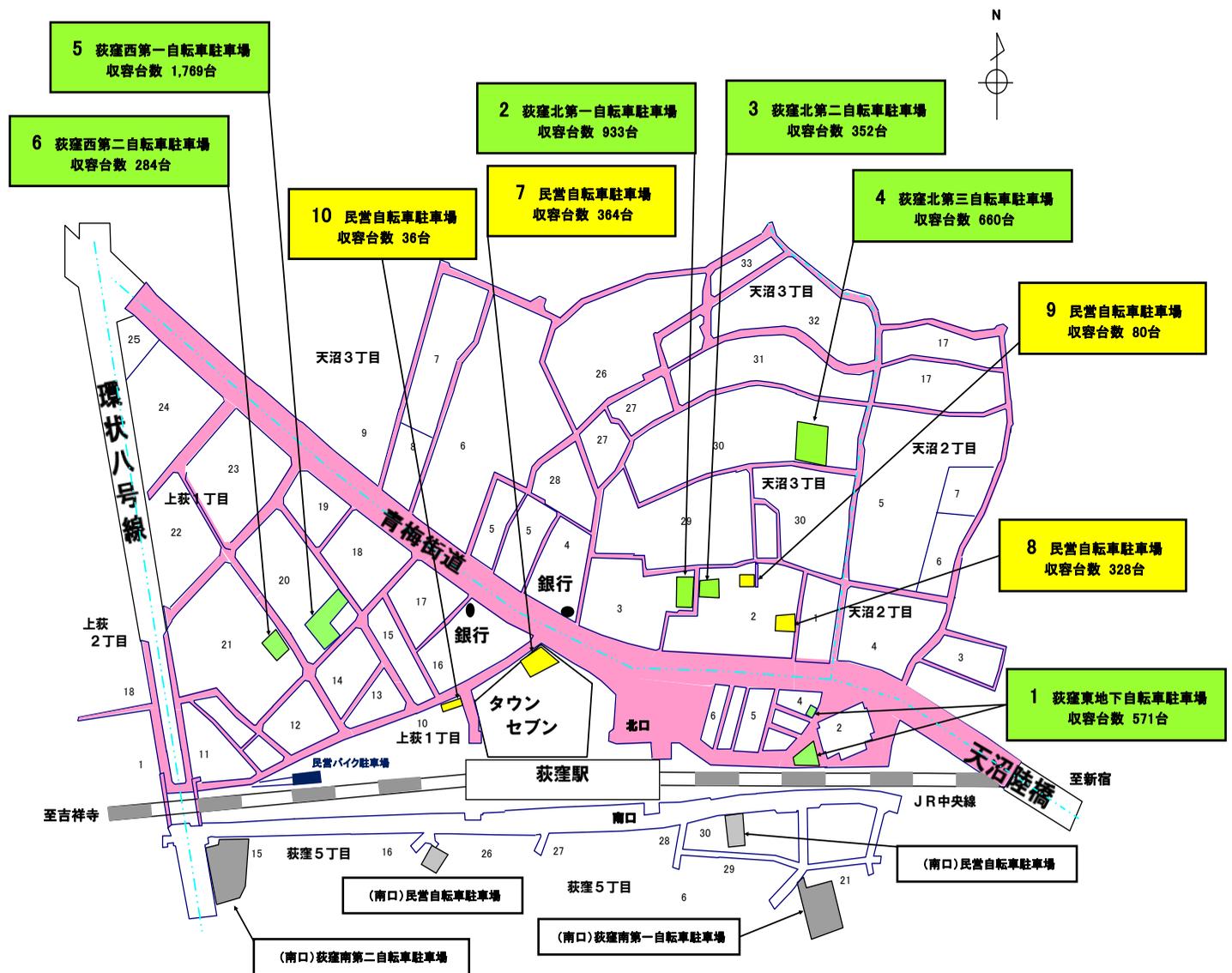
乗降客数(1日平均) ※駅全体	255,093 人
自転車乗入れ台数(ピーク時)	5,084 台
区立有料制自転車駐車場収容台数	4,569 台
民営自転車駐車場収容台数	808 台
定期使用申請待機者(予測値)	283 人

【自転車駐車場の現状】

自転車駐車場名		収容台数	設置	敷地	駅からの距離	ピーク時 利用台数	ピーク時 利用率
1	荻窪東地下自転車駐車場	571 台	区立	民有地・道路敷・水路敷	東 150 m	547 台	95.8%
2	荻窪北第一自転車駐車場	933 台	区立	民有地	北 140 m	881 台	94.4%
3	荻窪北第二自転車駐車場	352 台	区立	民有地	北 140 m	330 台	93.8%
4	荻窪北第三自転車駐車場	660 台	区立	区有地	北東 330 m	609 台	92.3%
5	荻窪西第一自転車駐車場	1,769 台	区立	民有地	北西 180 m	1,624 台	91.8%
6	荻窪西第二自転車駐車場	284 台	区立	区有地	北西 220 m	273 台	96.1%
7	民営自転車駐車場	364 台	民間	民有地	北西 60 m	398 台	109.3%
8	民営自転車駐車場	328 台	民間	民有地	北東 160 m	234 台	71.3%
9	民営自転車駐車場	80 台	民間	民有地	北東 200 m	123 台	153.8%
10	民営自転車駐車場	36 台	民間	民有地	北西 50 m	- 台	-
計		5,377 台				5,019 台	93.3%

【整備計画】

	現在収容台数 (A)	目標収容台数 (B)	差異 (A) - (B)	必要台数
北側	5,377 台	5,367 台	10 台	0 台
高架下				
南側				
駅全体				



凡例

- 自転車放置禁止区域
- 有料制自転車駐車場
- 民営自転車駐車場
- 丁目の境界線

・荻窪駅南口周辺

【現状と課題】

○自転車駐車が整備され、通勤通学の自転車は、概ね区営及び民営の自転車駐車場に収容されています。しかし、まだ駅前道路の歩道等において買い物客等の放置自転車により、歩行者の通行の支障となっている箇所があり、特に土曜日や日曜日には顕著な状況でしたが、自転車駐車場への誘導業務により、放置自転車は減少しました。

【駅周辺の自転車利用状況と自転車駐車場整備状況】

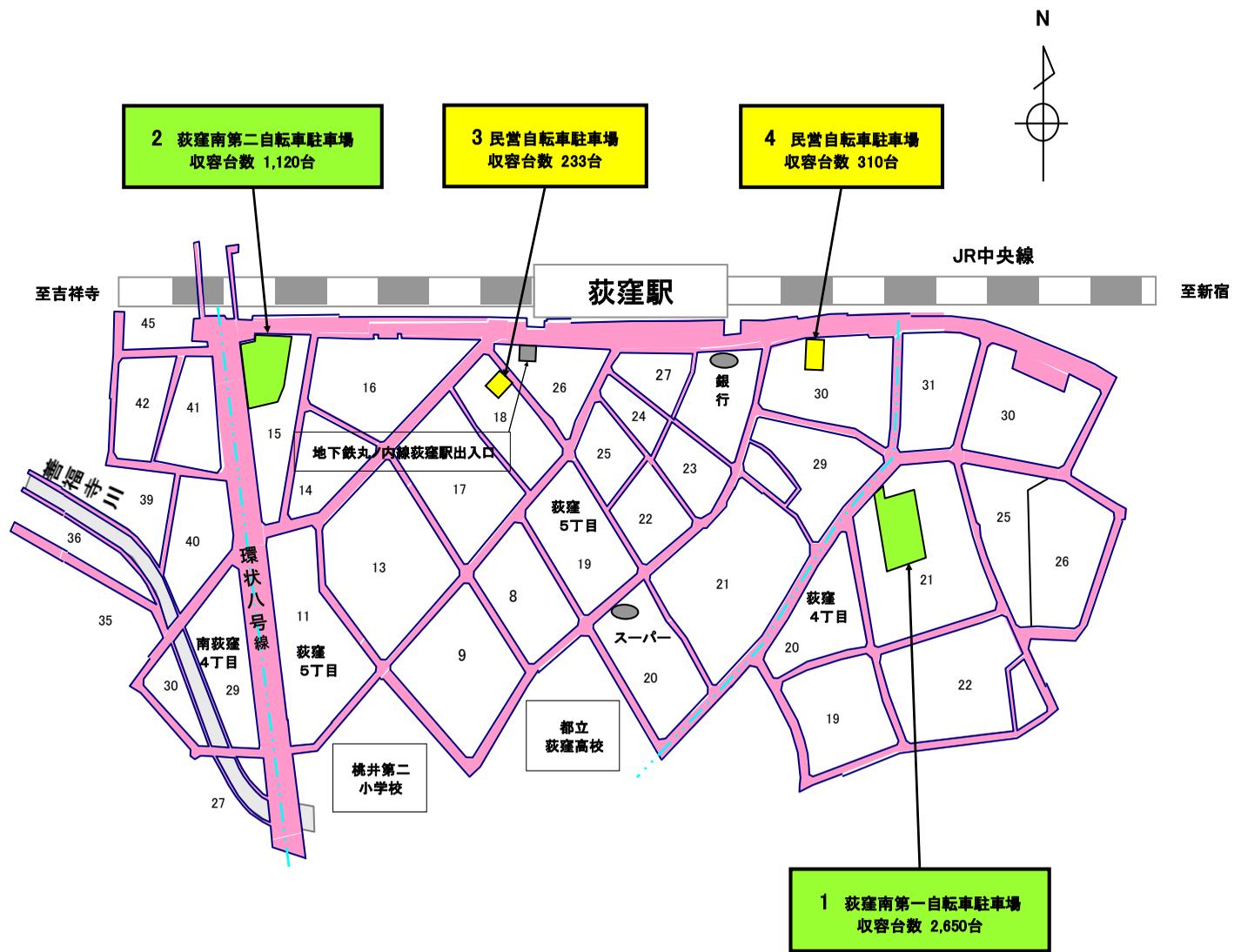
乗降客数(1日平均)	255,093 人
自転車乗入れ台数(ピーク時)	3,787 台
区立有料制自転車駐車場収容台数	3,770 台
民営自転車駐車場収容台数	543 台
定期使用申請待機者(予測値)	44 人

【自転車駐車場の現状】

自転車駐車場名		収容台数	設置	敷地	駅からの距離	ピーク時 利用台数	ピーク時 利用率
1	荻窪南第一自転車駐車場	2,650 台	区立	区有地	南東 180 m	2,350 台	88.7%
2	荻窪南第二自転車駐車場	1,120 台	区立	区有地	南西 240 m	1,138 台	101.6%
3	民営自転車駐車場	233 台	民間	民有地	南西 60 m	163 台	70.0%
4	民営自転車駐車場	310 台	民間	民有地	南東 50 m	254 台	81.9%
計		4,313 台				3,905 台	90.5%

【整備計画】

	現在収容台数 (A)	目標収容台数 (B)	差異 (A) - (B)	必要台数
北側				
高架下				
南側	4,313 台	3,831 台	482 台	0 台
駅全体				



凡例

	自転車放置禁止区域
	有料制自転車駐車場
	民営自転車駐車場
	丁目の境界線

・西荻窪駅周辺

【現状と課題】

○自転車駐車が整備され、通勤通学の自転車は、概ね区営及び民営の自転車駐場に収容されています。しかし、駅周辺の一部の場所に買い物客等の放置自転車が目立つ状況があります。

【駅周辺の自転車利用状況と自転車駐車場整備状況】

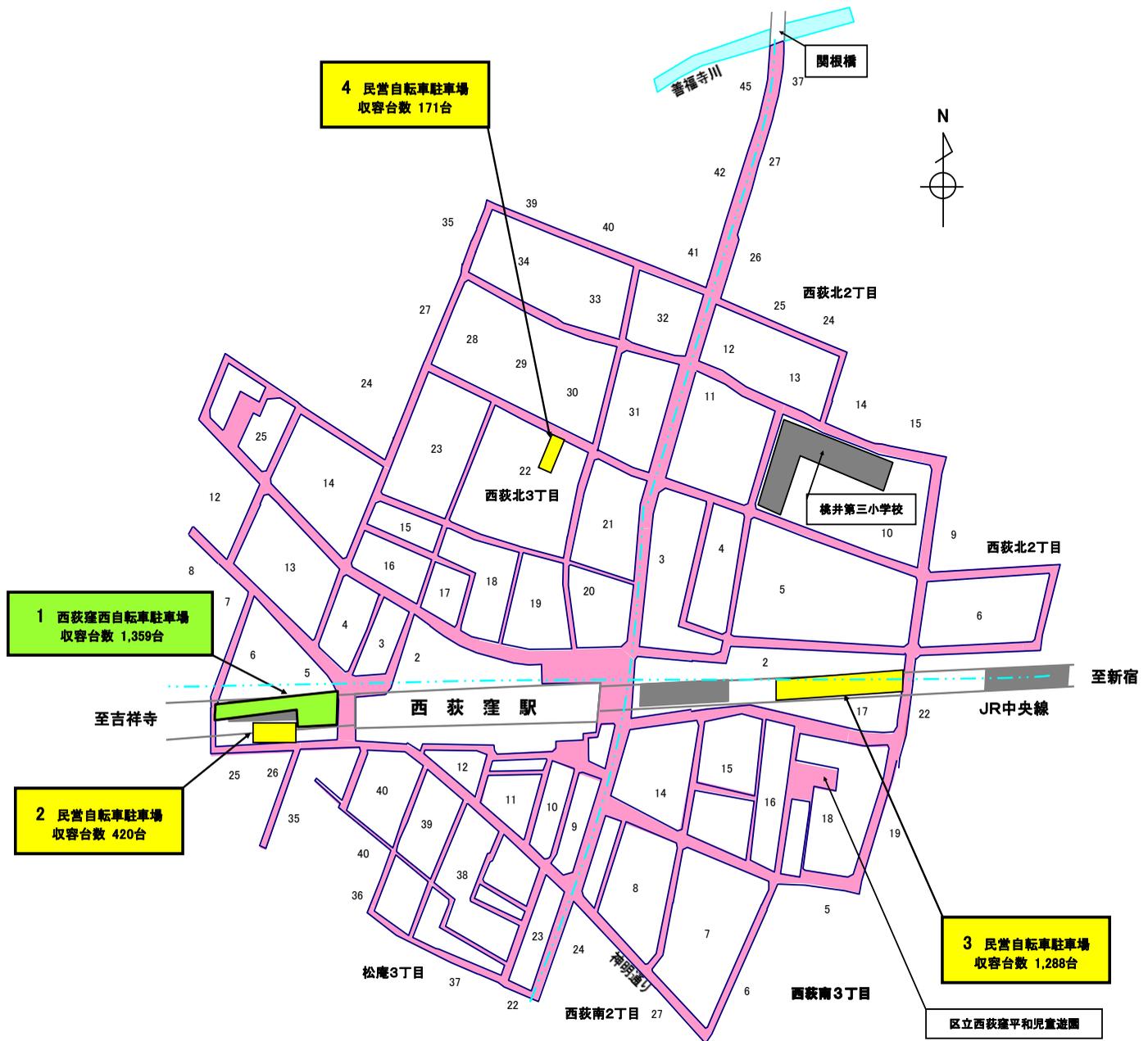
乗降客数(1日平均)	84,804 人
自転車乗入れ台数(ピーク時)	3,200 台
区立有料制自転車駐車場収容台数	1,359 台
民営自転車駐車場収容台数	1,879 台
定期使用申請待機者(予測値)	55 人

【自転車駐車場の現状】

自転車駐車場名		収容台数	設置	敷地	駅からの距離	ピーク時 利用台数	ピーク時 利用率
1	西荻窪西自転車駐車場	1,359 台	区立	高架下	西 220 m	1,455 台	107.1%
2	民営自転車駐車場	420 台	民間	高架下	東 220 m	324 台	77.1%
3	民営自転車駐車場	1,288 台	民間	高架下	東 200 m	969 台	75.2%
4	民営自転車駐車場	171 台	民間	民有地	北 250 m	93 台	54.4%
計		3,238 台				2,841 台	87.7%

【整備計画】

	現在収容台数 (A)	目標収容台数 (B)	差異 (A) - (B)	必要台数
北側	171 台	/	/	/
高架下	3,067 台			
南側	0 台			
駅全体	3,238 台	3,255 台	▲ 17 台	17 台



- 凡例
- 自転車放置禁止区域
 - 有料制自転車駐車場
 - 民営自転車駐車場
 - 丁目の境界線

(3) 丸ノ内線

・東高円寺駅周辺

【現状と課題】

○自転車駐車場整備に伴い通勤通学の自転車の放置はほとんどなくなりました。青梅街道の歩道や商店街に、買い物客等の放置自転車が少し見られますが大きな集積はありません。

【駅周辺の自転車利用状況と自転車駐車場整備状況】

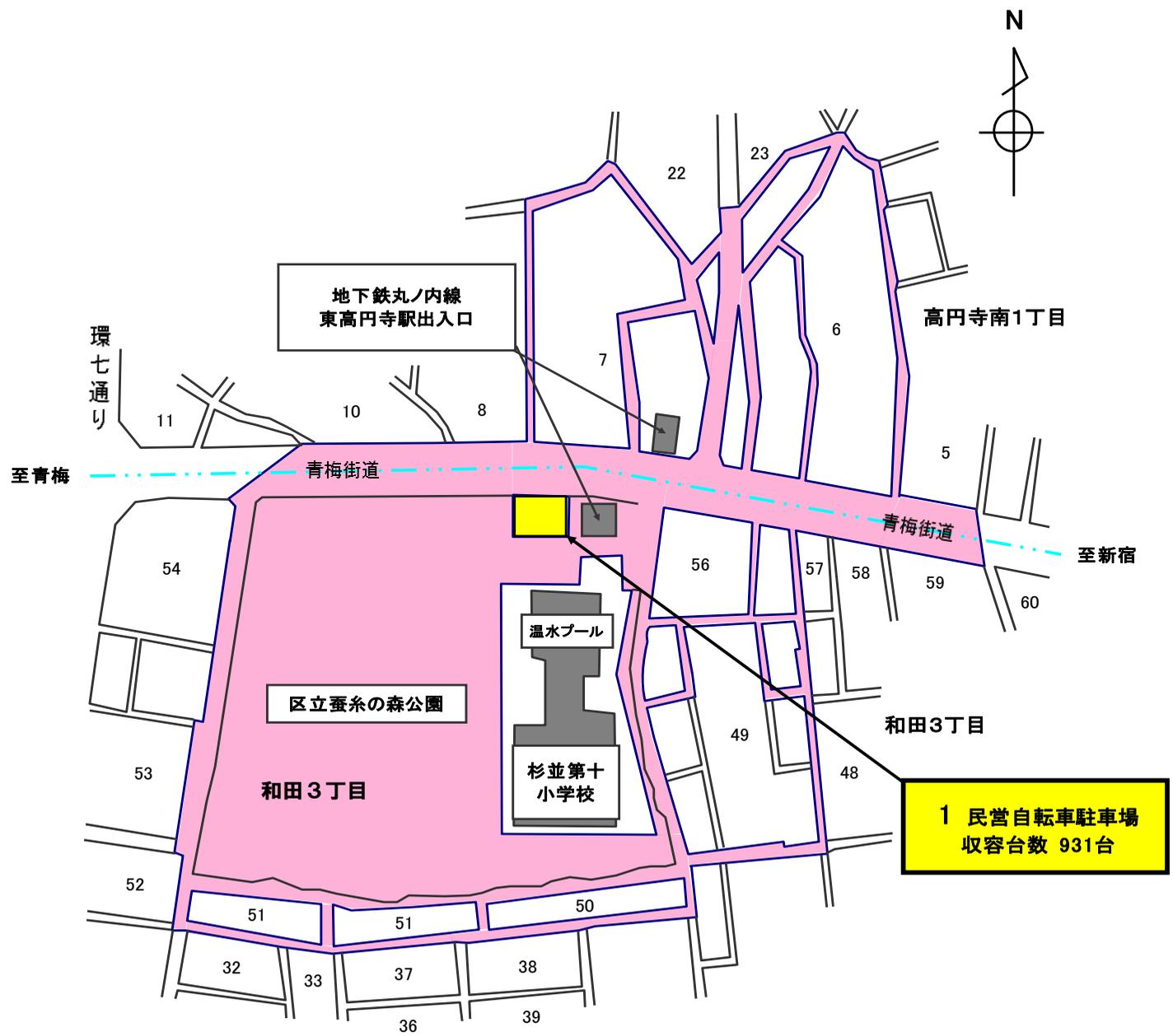
乗降客数(1日平均)	34,687 人
自転車乗入れ台数(ピーク時)	528 台
区立有料制自転車駐車場収容台数	0 台
民営自転車駐車場収容台数	931 台
定期使用申請待機者(予測値)	0 人

【自転車駐車場の現状】

自転車駐車場名		収容台数	設置	敷地	駅からの距離	ピーク時 利用台数	ピーク時 利用率
1	民営自転車駐車場	931 台	区立民営	区有地	南西 40 m	563 台	60.5%
計		931 台				563 台	60.5%

【整備計画】

	現在収容台数 (A)	目標収容台数 (B)	差異 (A) - (B)	必要台数
北側	0 台			
南側	931 台			
駅全体	931 台	528 台	403 台	0 台



・新高円寺駅周辺

【現状と課題】

○自転車駐車場整備に伴い通勤通学の自転車の放置はほとんどなくなりました。しかし、青梅街道の歩道に昼から午後にかけて買い物客等の放置自転車が目立ちます。

【駅周辺の自転車利用状況と自転車駐車場整備状況】

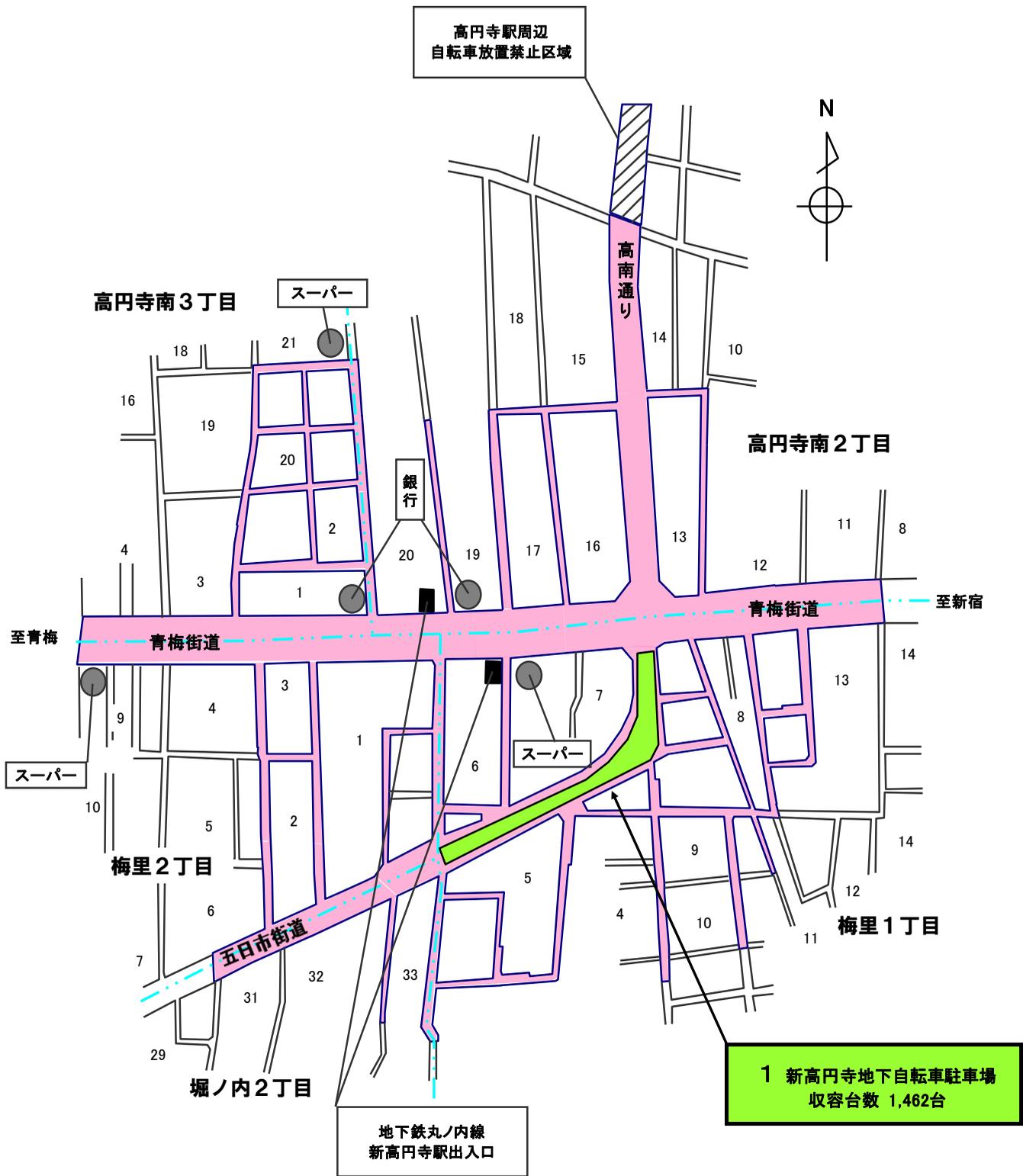
乗降客数(1日平均)	35,977 人
自転車乗入れ台数(ピーク時)	1,008 台
区立有料制自転車駐車場収容台数	1,462 台
民営自転車駐車場収容台数	0 台
定期使用申請待機者(予測値)	0 人

【自転車駐車場の現状】

自転車駐車場名		収容台数	設置	敷地	駅からの距離	ピーク時 利用台数	ピーク時 利用率
1	新高円寺地下自転車駐車場	1,462 台	区立	都・区	南東 80 m	937 台	64.1%
計		1,462 台				937 台	64.1%

【整備計画】

	現在収容台数 (A)	目標収容台数 (B)	差異 (A) - (B)	必要台数
北側	0 台			
南側	1,462 台			
駅全体	1,462 台	1,008 台	454 台	0 台



凡例	
	自転車放置禁止区域
	有料制自転車駐車場
	民営自転車駐車場
	丁目の境界線

・南阿佐ヶ谷駅周辺

【現状と課題】

○自転車駐車場の整備に伴い、通勤通学のため自転車は、概ね区営及び民営の自転車駐車場に収容されているものと考えられます。一方、商店街の一部に、買い物客等の放置自転車により、歩行者の通行の支障となっている箇所があります。

【駅周辺の自転車利用状況と自転車駐車場整備状況】

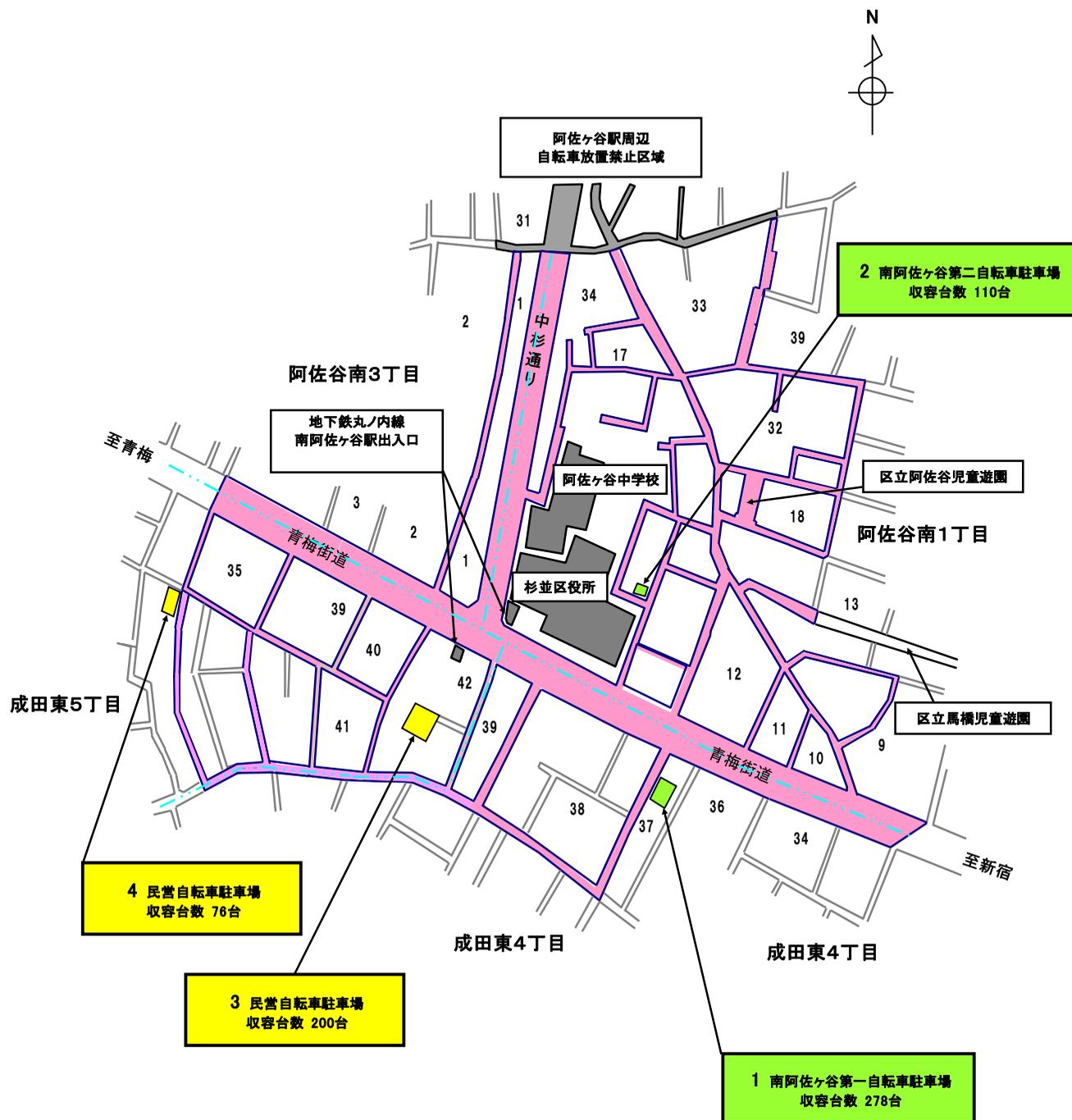
乗降客数(1日平均)	25,179 人
自転車乗入れ台数(ピーク時)	855 台
区立有料制自転車駐車場収容台数	388 台
民営自転車駐車場収容台数	276 台
定期使用申請待機者(予測値)	13 人

【自転車駐車場の現状】

自転車駐車場名		収容台数	設置	敷地	駅からの距離	ピーク時 利用台数	ピーク時 利用率
1	南阿佐ヶ谷第一自転車駐車場	278 台	区立	区有地	南東 200 m	302 台	108.6%
2	南阿佐ヶ谷第二自転車駐車場	110 台	区立	区有地	北東 150 m	118 台	107.3%
3	民営自転車駐車場	200 台	民間	民有地	南 100 m	182 台	91.0%
4	民営自転車駐車場	76 台	民間	民有地	南西 260 m	52 台	68.4%
計		664 台				654 台	98.5%

【整備計画】

	現在収容台数 (A)	目標収容台数 (B)	差異 (A) - (B)	必要台数
北側	110 台			
南側	554 台			
駅全体	664 台	868 台	▲ 204 台	204 台



凡例	
	自転車放置禁止区域
	有料制自転車駐車場
	民営自転車駐車場
	丁目の境界線

・方南町駅周辺

【現状と課題】

○自転車駐車場整備に伴い通勤通学の自転車の放置はほとんどなくなりましたが、商店街の一部で放置自転車が目立ちます。

【駅周辺の自転車利用状況と自転車駐車場整備状況】

乗降客数(1日平均)	35,001 人
自転車乗入れ台数(ピーク時)	587 台
区立有料制自転車駐車場収容台数	578 台
民営自転車駐車場収容台数	0 台
定期使用申請待機者(予測値)	6 人

【自転車駐車場の現状】

自転車駐車場名		収容台数	設置	敷地	駅からの距離	ピーク時 利用台数	ピーク時 利用率
1	方南町東自転車駐車場	118 台	区立	民有地	北東 200 m	103 台	87.3%
2	方南町西自転車駐車場	460 台	区立	民有地	南西 50 m	334 台	72.6%
計		578 台				437 台	75.6%

【整備計画】

	現在収容台数 (A)	目標収容台数 (B)	差異 (A) - (B)	必要台数
東側	118 台			
西側	460 台			
駅全体	578 台	593 台	▲ 15 台	15 台

(4) 京王井の頭線

・永福町駅周辺

【現状と課題】

○自転車駐車場整備に伴い通勤通学の自転車の放置はほとんどなくなりましたが、一方、商店街の一部や大規模店舗周辺に、買い物客等による放置自転車が目立ちます。

【駅周辺の自転車利用状況と自転車駐車場整備状況】

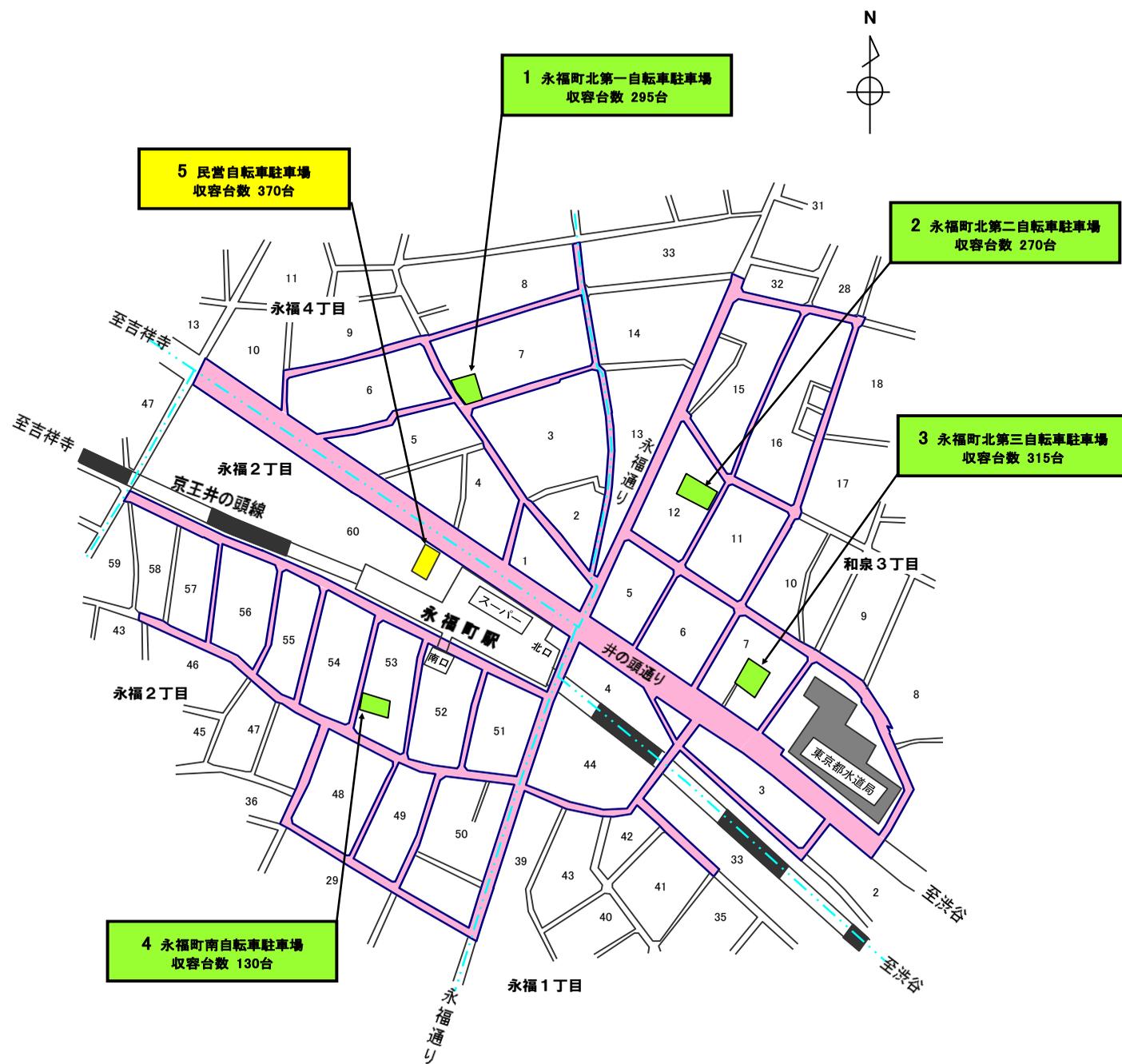
乗降客数(1日平均)	32,299 人	北側	南側
自転車乗入れ台数(ピーク時)	1,021 台	883	138
区立有料制自転車駐車場収容台数	1,010 台	880	130
民営自転車駐車場収容台数	310 台	310	0
定期使用申請待機者(予測値)	10 人	3	7

【自転車駐車場の現状】

自転車駐車場名		収容台数	設置	敷地	駅からの距離	ピーク時 利用台数	ピーク時 利用率
1	永福町北第一自転車駐車場	295 台	区立	区有地	北西 220 m	212 台	71.9%
2	永福町北第二自転車駐車場	270 台	区立	民有地	北東 200 m	241 台	89.3%
3	永福町北第三自転車駐車場	315 台	区立	民有地	北東 180 m	141 台	44.8%
4	永福町南自転車駐車場	130 台	区立	民有地	南 50 m	115 台	88.5%
5	民営自転車駐車場	370 台	民間	民有地	北西 90 m	223 台	60.3%
計		1,380 台				932 台	67.5%

【整備計画】

	現在収容台数 (A)	目標収容台数 (B)	差異 (A) - (B)	必要台数
北側	1,190 台	886 台	304 台	0 台
南側	130 台	145 台	▲ 15 台	15 台
駅全体	1,320 台	1,031 台	289 台	15 台



凡例

- 自転車放置禁止区域
- 有料制自転車駐車場
- 民営自転車駐車場
- 丁目の境界線

・西永福駅周辺

【現状と課題】

○自転車駐車が整備できず、やむを得ず道路上に設置した登録制自転車置場に自転車を収容しています。道路上に収容する自転車台数は、ピーク時500台以上になり、歩行者や車両の通行の支障となっています。

【駅周辺の自転車利用状況と自転車駐車場整備状況】

乗降客数(1日平均)	18,158 人	北側	南側
自転車乗入れ台数(ピーク時)	543 台	2	541
区立有料制自転車駐車場収容台数	0 台	0	0
区立登録制自転車置場収容台数	702 台	0	702
民営自転車駐車場収容台数	0 台	0	0
定期使用申請待機者(予測値)	0 人	0	0

【自転車駐車場の現状】

自転車駐車場名		収容台数	設置	敷地	駅からの距離	ピーク時 利用台数	ピーク時 利用率
1	西永福駐車指定箇所 A・B1・B2	541 台	区立	区有地(区道)	南 40/30/70 m	388 台	71.7%
2	西永福南自転車置場 C	161 台	区立	区有地	南 90 m	133 台	82.6%
計		702 台				521 台	74.2%

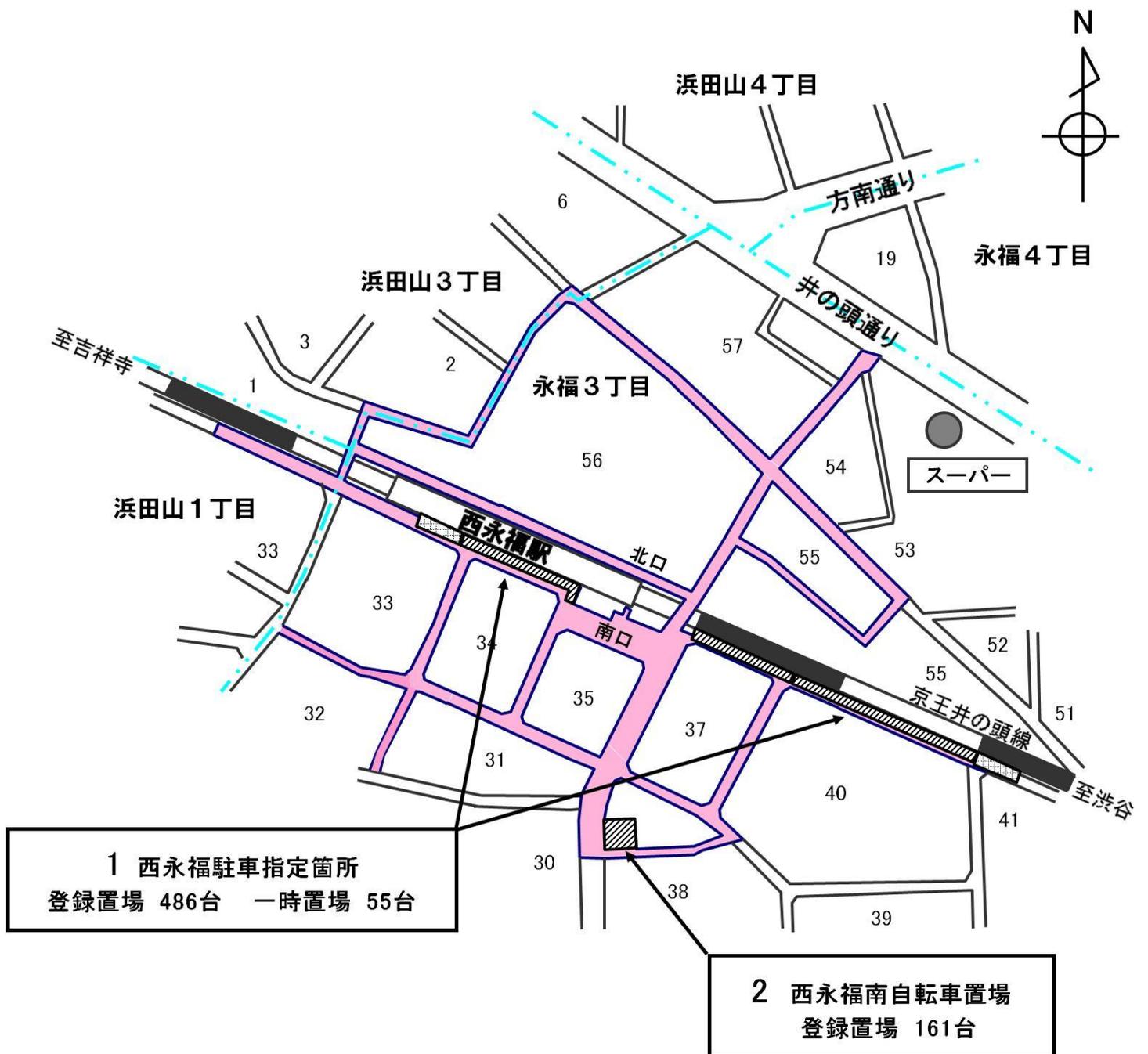
【整備計画】

	現在収容台数 (A)	目標収容台数 (B)	差異 (A) - (B)	必要台数
北側	0 台	152 台	▲ 152 台	152 台
南側	0 台	228 台	▲ 228 台	228 台
駅全体	0 台	380 台	▲ 380 台	380 台

※収容台数は、有料制自転車駐車場未整備であるため0台とした。

※必要台数については、これまでの他駅周辺における登録制置場から有料制自転車駐車場へ移行後の実績等に

※北側、南側の目標収容台数は、登録者の住所を基に算定



・浜田山駅周辺

【現状と課題】

○自転車駐車場整備に伴い通勤通学の自転車の放置はほとんどなくなりました。また、大規模店舗周辺では附置義務駐車場の整備により買い物の際の自転車駐車場利用が進んだこともあり、商店街に買い物客等の放置自転車が少し見られますが大きな集積はありません。

【駅周辺の自転車利用状況と自転車駐車場整備状況】

乗降客数(1日平均)	29,816 人	北側	南側
自転車乗入れ台数(ピーク時)	909 台	726	183
区立有料制自転車駐車場収容台数	1,143 台	762	381
民営自転車駐車場収容台数	331 台	248	83
定期使用申請待機者(予測値)	0 人	0	0

【自転車駐車場の現状】

自転車駐車場名		収容台数	設置	敷地	駅からの距離	ピーク時 利用台数	ピーク時 利用率
1	浜田山北第一自転車駐車場	240 台	区立	区有地	北東 200 m	196 台	81.7%
2	浜田山北第二自転車駐車場	508 台	区立	民有地	北東 280 m	305 台	60.0%
3	浜田山南自転車駐車場	381 台	区立	民有地	南東 270 m	155 台	40.7%
4	民営自転車駐車場	83 台	民間	民有地	南東 180 m	11 台	13.3%
5	民営自転車駐車場	44 台	民間	民有地	北西 100 m	29 台	65.9%
6	民営自転車駐車場	204 台	民間	民有地	北西 110 m	117 台	57.4%
計		1,460 台				656 台	44.9%

【整備計画】

	現在収容台数 (A)	目標収容台数 (B)	差異 (A) - (B)	必要台数
北側	1,010 台	726 台	284 台	0 台
南側	464 台	183 台	281 台	0 台
駅全体	1,474 台	909 台	565 台	0 台

・高井戸駅周辺

【現状と課題】

○自転車駐車場整備に伴い通勤通学の自転車の放置はほとんどなくなりました。一方、大規模店舗の歩道に買い物客等の放置自転車が少し見られますが、大きな集積はありません。

【駅周辺の自転車利用状況と自転車駐車場整備状況】

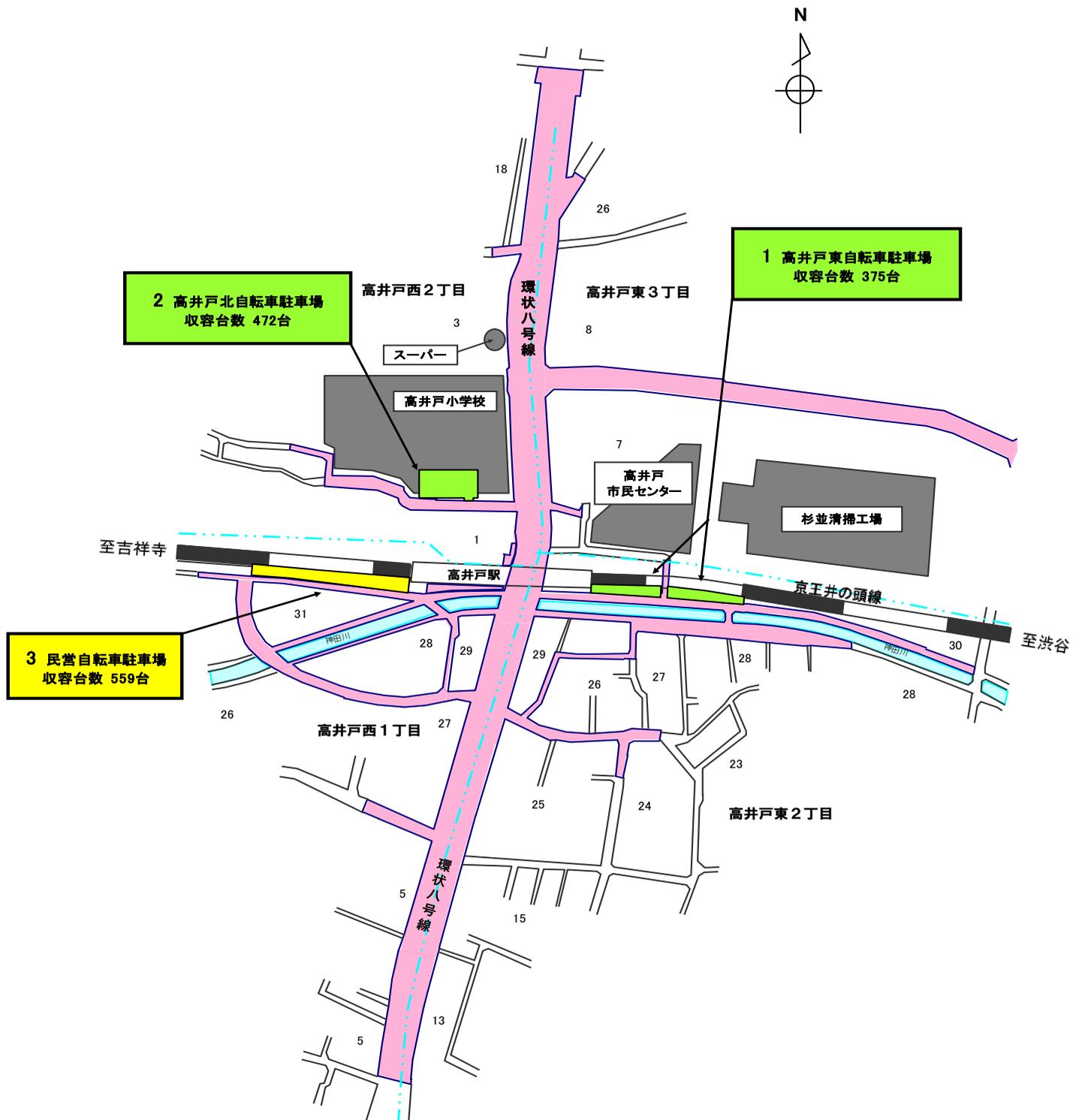
乗降客数(1日平均)	44,131 人	東側	西側
自転車乗入れ台数(ピーク時)	1,102 台	283	819
区立有料制自転車駐車場収容台数	847 台	375	472
民営自転車駐車場収容台数	559 台	0	559
定期使用申請待機者(予測値)	0 人	0	0

【自転車駐車場の現状】

自転車駐車場名		収容台数	設置	敷地	駅からの距離	ピーク時 利用台数	ピーク時 利用率
1	高井戸東自転車駐車場	375 台	区立	高架下	南東 100 m	263 台	70.1%
2	高井戸北自転車駐車場	472 台	区立	国・区	北西 150 m	364 台	77.1%
3	民営自転車駐車場	559 台	民間	民有地	南西 70 m	402 台	71.9%
計		1,406 台				1,029 台	73.2%

【整備計画】

	現在収容台数 (A)	目標収容台数 (B)	差異 (A) - (B)	必要台数
東側	375 台	283 台	92 台	0 台
西側	1,031 台	819 台	212 台	0 台
駅全体	1,406 台	1,102 台	304 台	0 台



凡例

- 自転車放置禁止区域
- 有料制自転車駐車場
- 民営自転車駐車場
- 丁目の境界線

・富士見ヶ丘駅周辺

【現状と課題】

○自転車駐車場整備に伴い通勤通学の自転車の放置はほとんどなくなりました。一方、商店街に買い物客等の放置自転車が少し見られますが、大きな集積はありません。

【駅周辺の自転車利用状況と自転車駐車場整備状況】

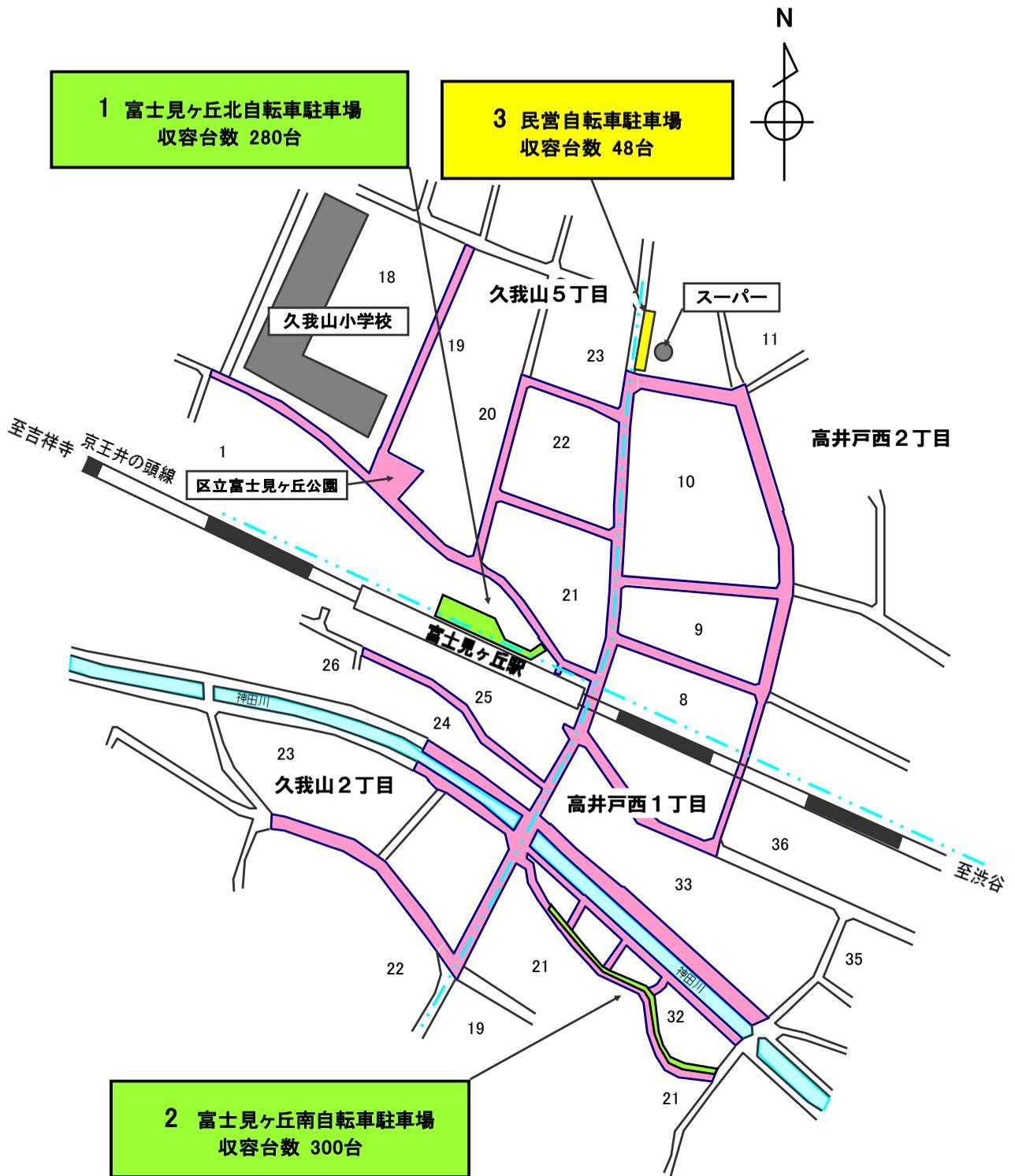
乗降客数(1日平均)	14,008 人	北側	南側
自転車乗入れ台数(ピーク時)	444 台	266	178
区立有料制自転車駐車場収容台数	588 台	280	308
民営自転車駐車場収容台数	48 台	48	0
定期使用申請待機者(予測値)	0 人	0	0

【自転車駐車場の現状】

自転車駐車場名		収容台数	設置	敷地	駅からの距離	ピーク時 利用台数	ピーク時 利用率
1	富士見ヶ丘北自転車駐車場	280 台	区立	区・民	北西 60 m	260 台	92.9%
2	富士見ヶ丘南自転車駐車場	308 台	区立	区有地(区道)	南東 80 m	166 台	53.9%
3	民営自転車駐車場	48 台	民間	民有地	北東 180 m	— 台	—
計		636 台				426 台	67.0%

【整備計画】

	現在収容台数 (A)	目標収容台数 (B)	差異 (A) - (B)	必要台数
北側	328 台	266 台	62 台	0 台
南側	308 台	178 台	130 台	0 台
駅全体	636 台	444 台	192 台	0 台



・久我山駅周辺

【現状と課題】

○自転車駐車場整備に伴い通勤通学の自転車の放置はほとんどなくなりました。一方、商店街に買い物客等の放置自転車が少し見られますが、大きな集積はありません。

【駅周辺の自転車利用状況と自転車駐車場整備状況】

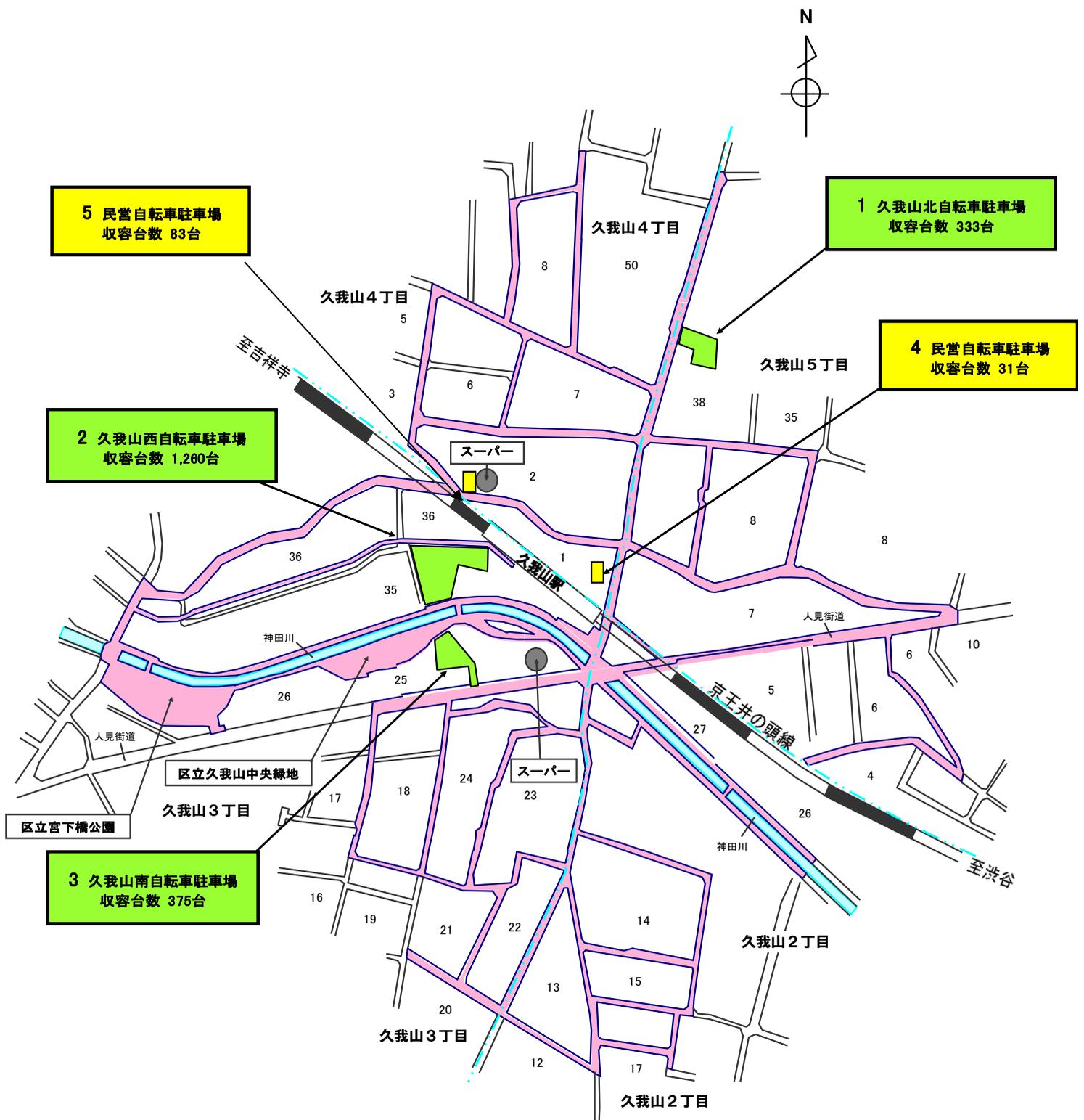
乗降客数(1日平均)	39,341 人	北側	南側
自転車乗入れ台数(ピーク時)	1,849 台	370	1,479
区立有料制自転車駐車場収容台数	1,968 台	333	1,635
民営自転車駐車場収容台数	114 台	114	0
定期使用申請待機者(予測値)	0 人	0	0

【自転車駐車場の現状】

自転車駐車場名		収容台数	設置	敷地	駅からの距離	ピーク時 利用台数	ピーク時 利用率
1	久我山北自転車駐車場	333 台	区立	区有地	北東 190 m	267 台	80.2%
2	久我山西自転車駐車場	1,260 台	区立	区有地	南西 100 m	1,124 台	89.2%
3	久我山南自転車駐車場	375 台	区立	区有地	南西 120 m	262 台	69.9%
4	民営自転車駐車場	31 台	民間	民有地	北 20 m	29 台	93.5%
5	民営自転車駐車場	83 台	民間	民有地	北 160 m	53 台	63.9%
計		2,082 台				1,682 台	80.8%

【整備計画】

	現在収容台数 (A)	目標収容台数 (B)	差異 (A) - (B)	必要台数
北側	447 台	370 台	77 台	0 台
南側	1,635 台	1,479 台	156 台	0 台
駅全体	2,082 台	1,849 台	233 台	0 台



凡例	
	自転車放置禁止区域
	有料制自転車駐車場
	民営自転車駐車場
	丁目の境界線

(5)京王線

・八幡山駅周辺

【現状と課題】

○自転車駐車場整備に伴い通勤通学の自転車の放置はほとんどなくなりました。一方、商店街に買い物客等の放置自転車が少し見られますが、大きな集積はありません。

【駅周辺の自転車利用状況と自転車駐車場整備状況】

乗降客数(1日平均)	42,108 人
自転車乗入れ台数(ピーク時) 杉並区域	344 台
自転車乗入れ台数 世田谷区域	657 台
区立有料制自転車駐車場収容台数	0 台
民営自転車駐車場収容台数 杉並区域	386 台
世田谷区自転車駐車場収容台数	891 台
民営自転車駐車場収容台数 世田谷区域	143 台
定期使用申請待機者(予測値)	— 人

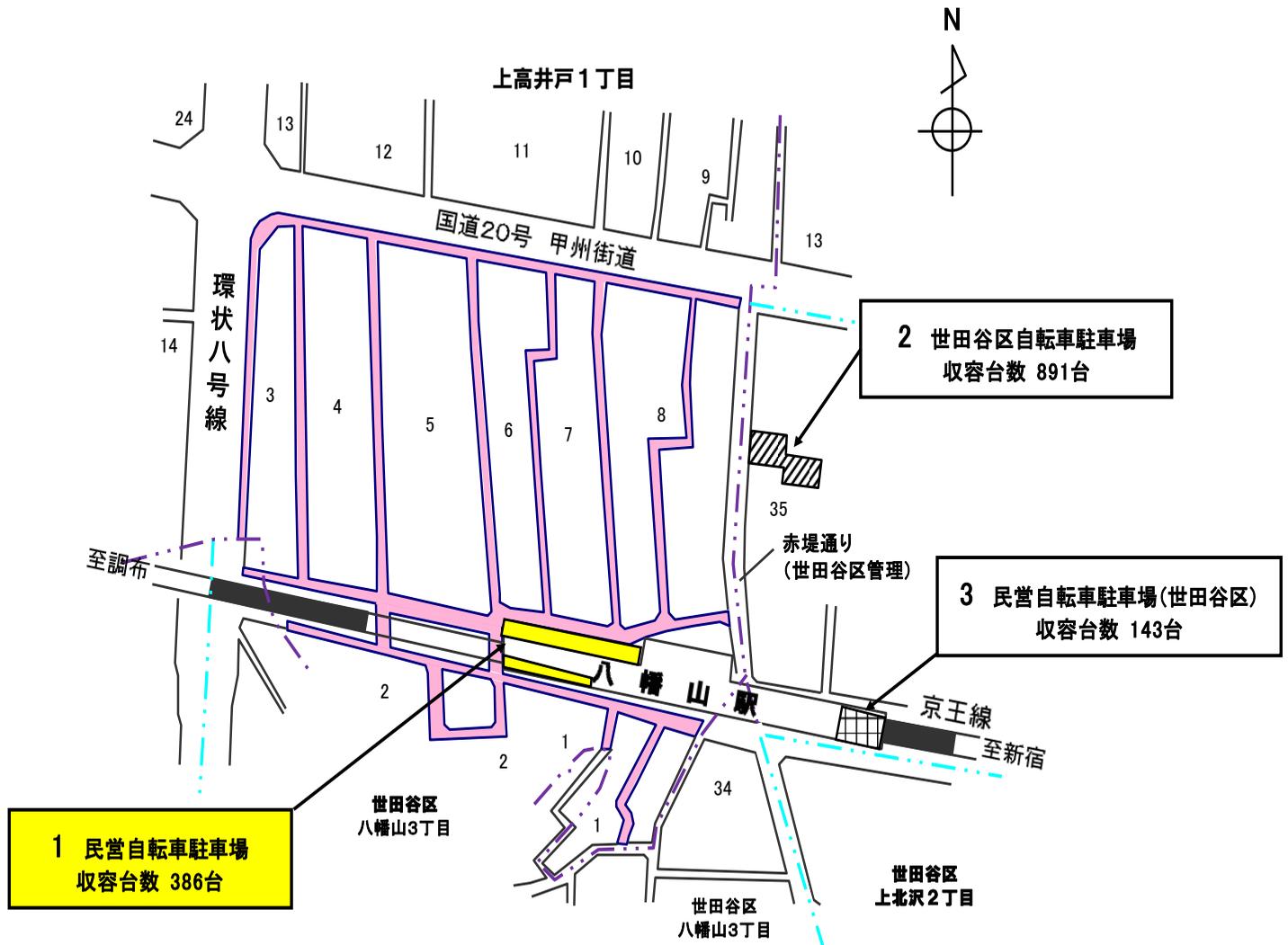
※世田谷区域の自転車乗入れ台数は「世田谷区自転車等の利用に関する総合計画」の数値を使用。

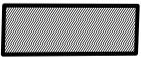
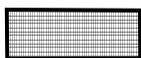
【自転車駐車場の現状】

自転車駐車場名		収容台数	設置	敷地	駅からの距離	ピーク時 利用台数	ピーク時 利用率
1	民営自転車駐車場	386 台	民間	高架下	西 100 m	349 台	90.4%
2	世田谷区自転車駐車場	891 台	世田谷区	—	北 300 m	—	—
3	民営自転車駐車場	143 台	民間	高架下	東 300 m	—	—
計		1,420 台				349 台	24.6%

【整備計画】

	現在収容台数 (A)	目標収容台数 (B)	差異 (A) - (B)	必要台数
北側	891 台	/	/	/
高架下	529 台			
南側	0 台			
駅全体	1,420 台	1,001 台	419 台	0 台



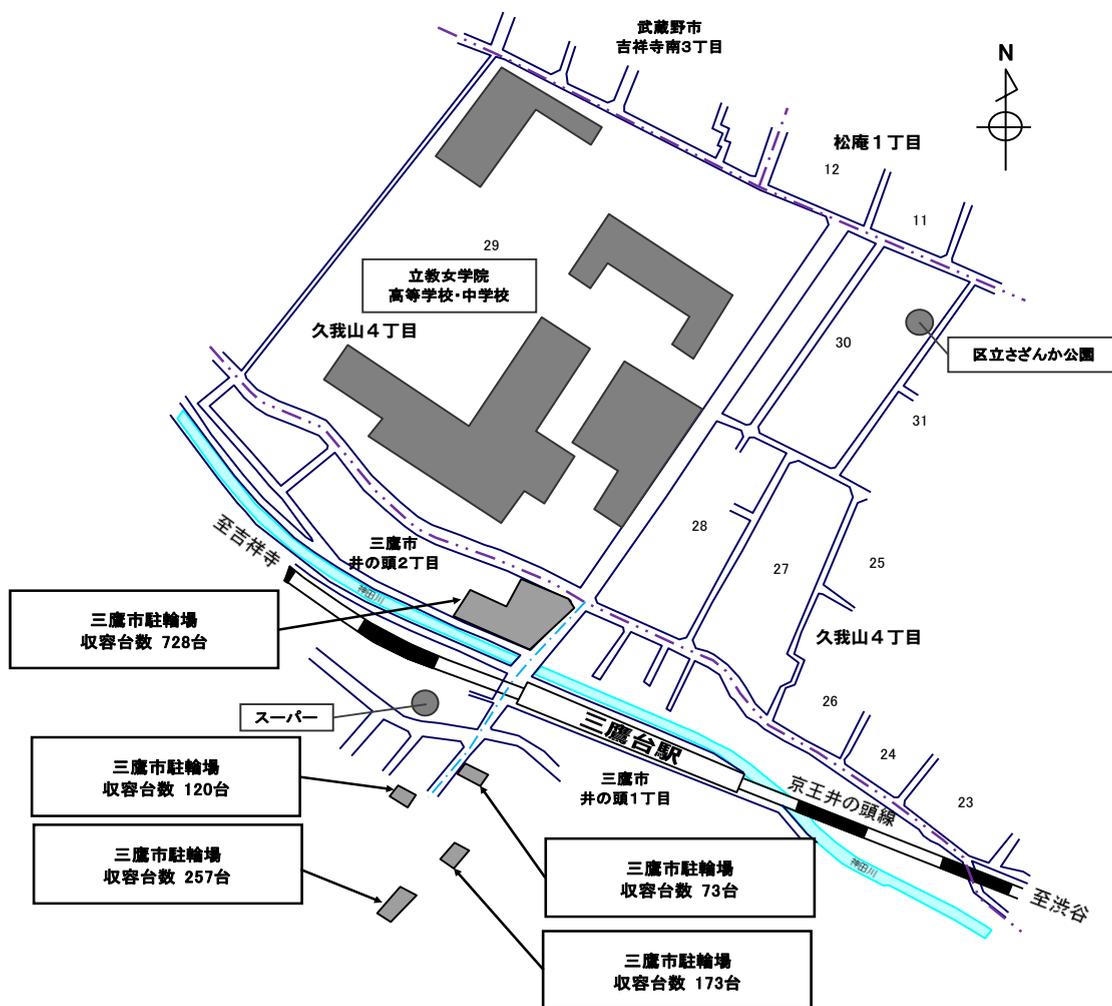
凡例	
	自転車放置禁止区域
	民営自転車駐車場(杉並区域)
	世田谷区自転車駐車場
	民営自転車駐車場(世田谷区域)
	丁目の境界線

(6) 区外隣接駅における自転車駐車場の整備状況

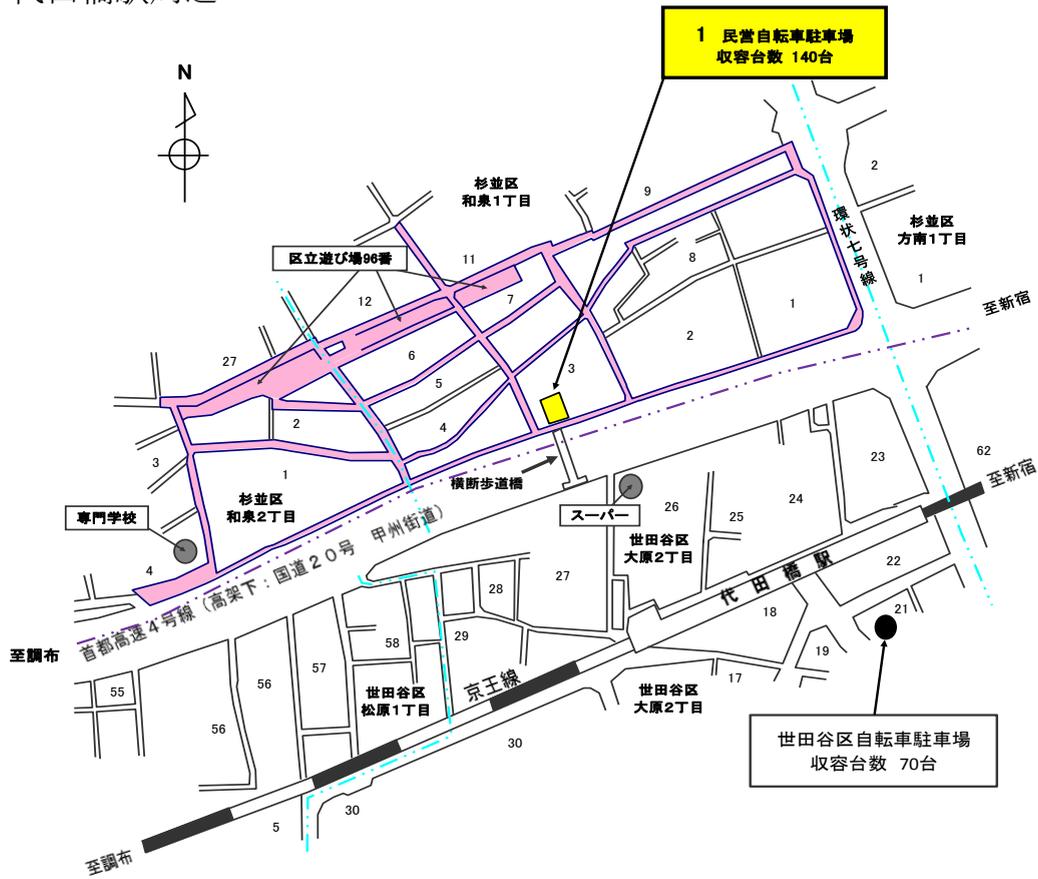
・丸ノ内線 中野富士見町駅周辺



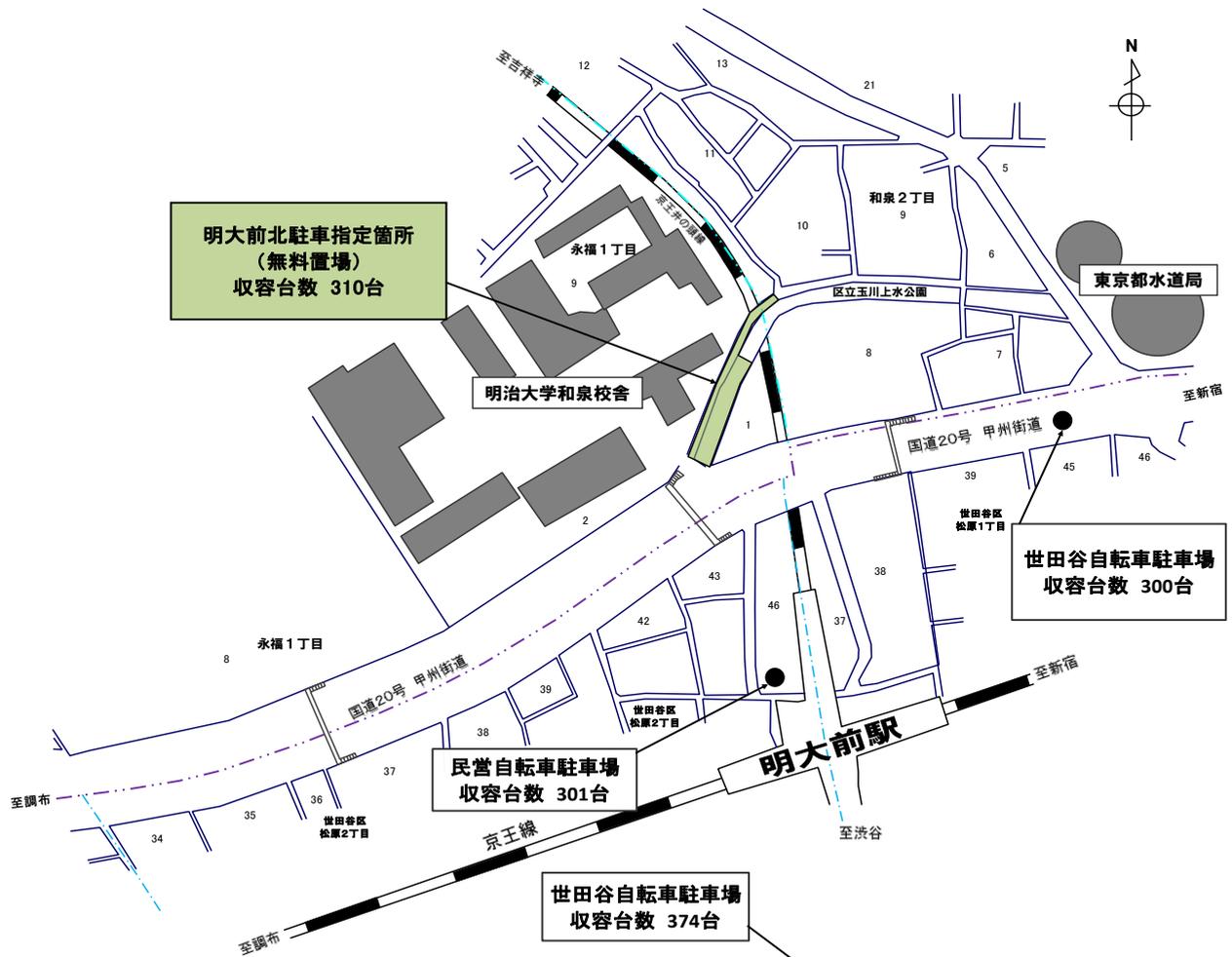
・京王井の頭線 三鷹台駅周辺



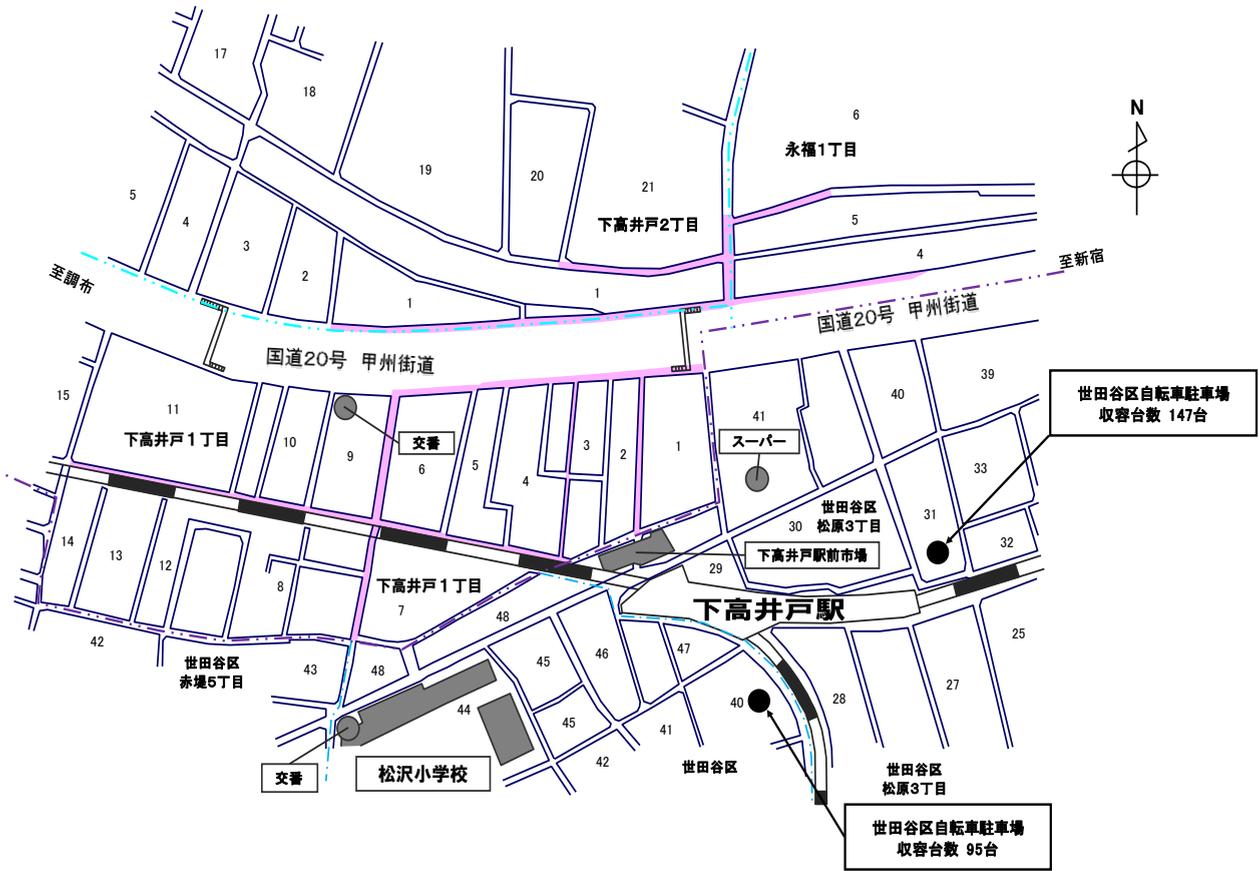
・京王線 代田橋駅周辺



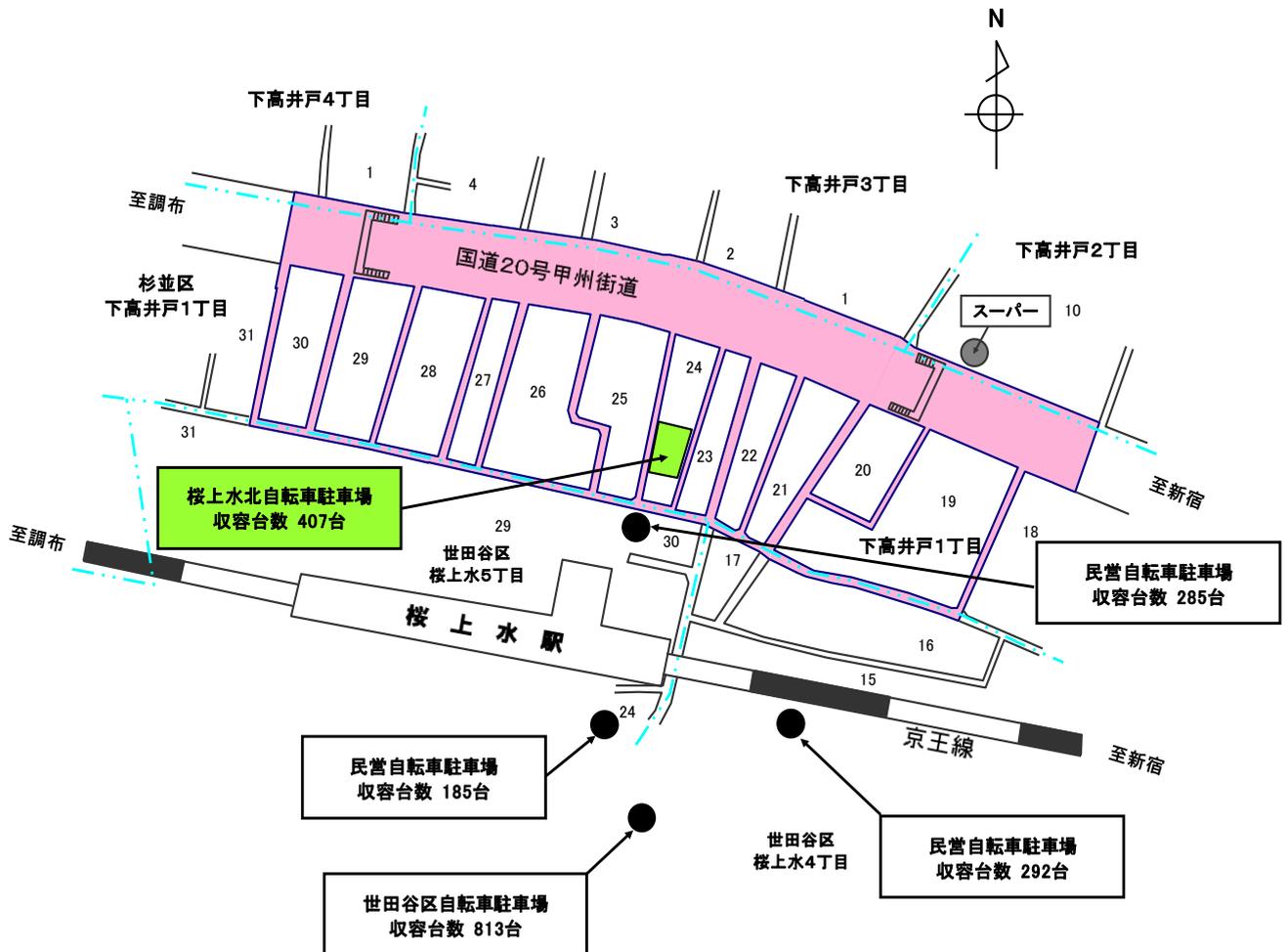
・京王線 明大前駅周辺



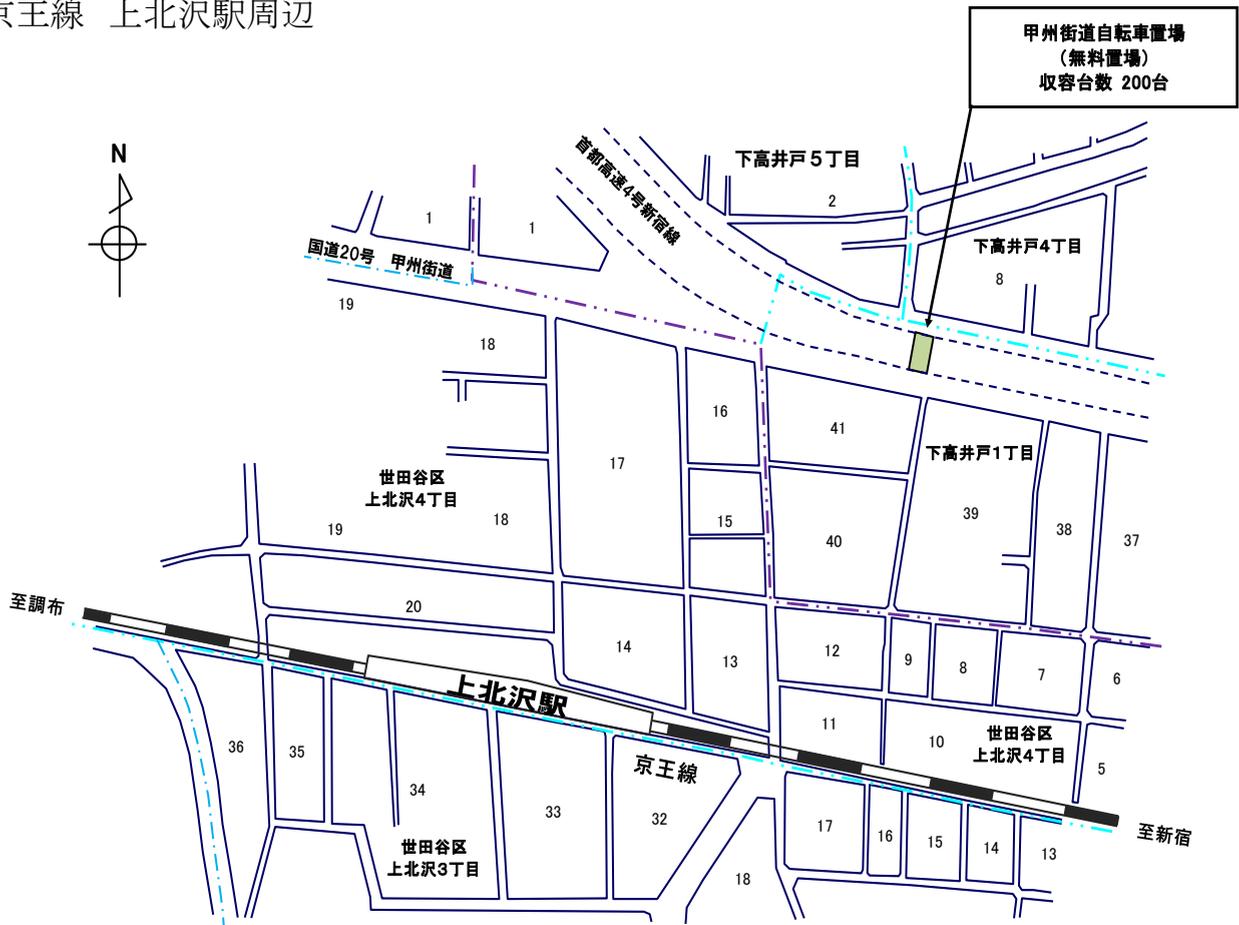
・京王線 下高井戸駅周辺



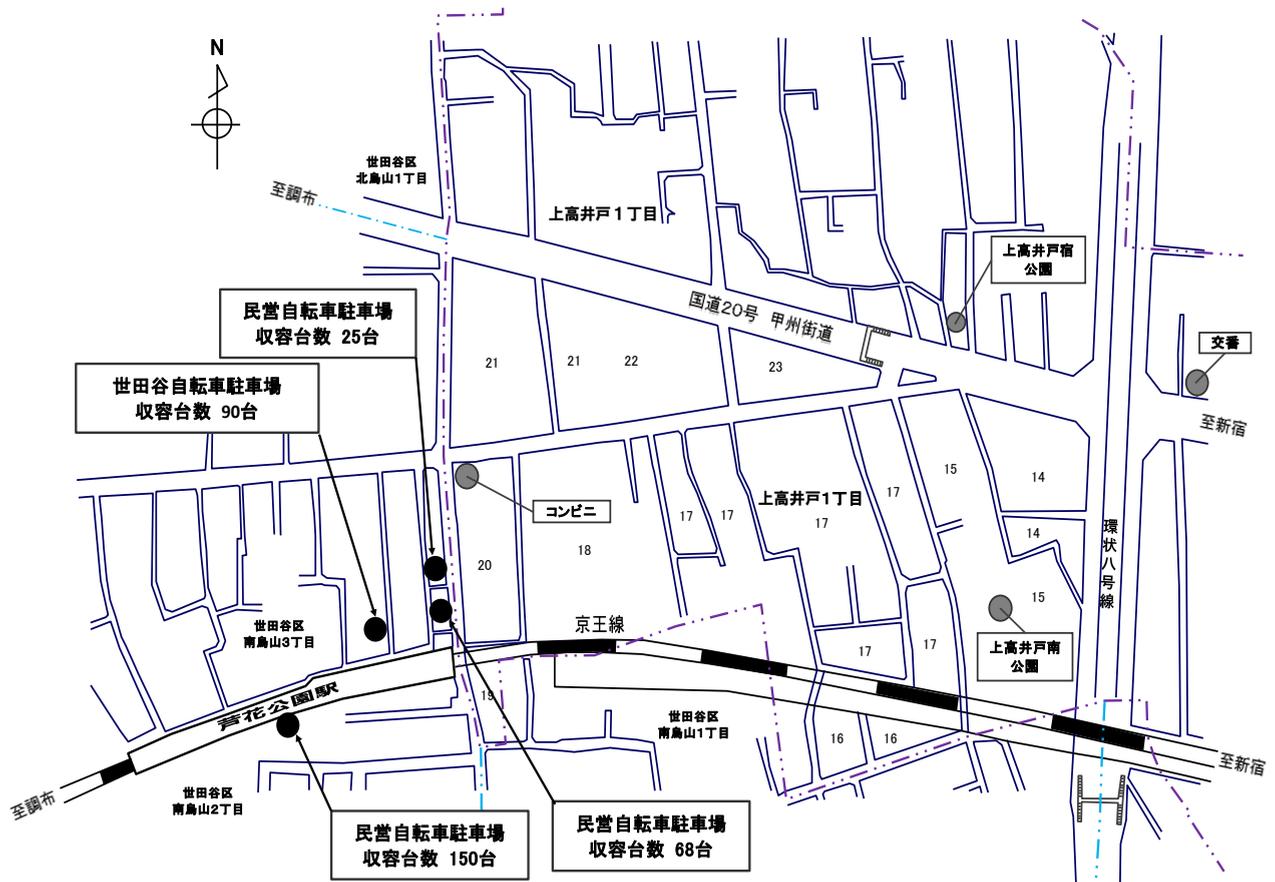
・京王線 桜上水駅周辺



・京王線 上北沢駅周辺



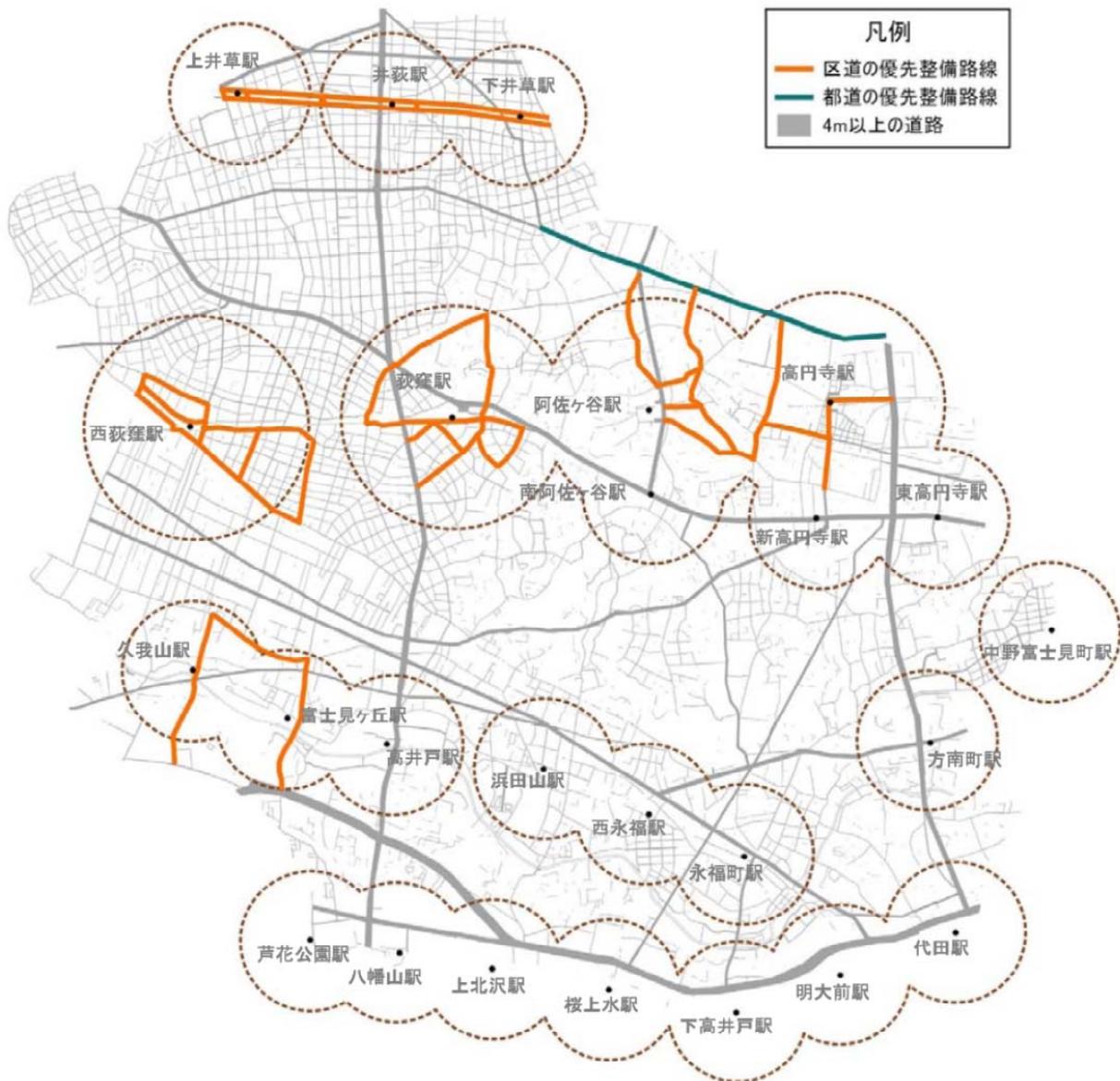
・京王線 芦花公園駅周辺



○杉並区自転車ネットワーク計画「優先整備路線図」

平成29年度から平成33年度までに整備を目指す優先整備路線を以下の基準で選定しています。

- ・ 自転車関与事故の多い路線
- ・ 駐輪場に接続する路線
- ・ 一定程度の整備効果を発現するため、駅を中心にネットワークの連続性を確保する路線



(単位:km)

	国道	都道	区道	計
自転車ネットワーク路線	4.3	5.4	44.5	54.2
うち優先整備路線	今後、検討	2.5	23.7	26.2

※延長は図上の計測値

※「杉並区自転ネットワーク計画」より抜粋

○交通安全教育指針について(抜粋)

1 趣旨及び目的

平成9年の道路交通法改正により、民間の交通安全教育指導者が効果的かつ適切な交通安全教育を行うことができるようにし、及び都道府県公安委員会が行う交通安全教育の基準とするため、国家公安委員会は、交通安全教育に関する指針(以下「交通安全教育指針」という。)を作成し、公表することとされた(道路交通法108条の28)。

交通安全教育指針は、交通安全教育を効果的かつ適切に行うための手引となるものであり、その活用により、道路を通行する者が、交通安全教育に係る学習の機会を通じて、適正な交通の方法等を自主的に習得する意欲を高めるとともに、交通安全教育の段階的かつ体系的な実施を図ることを目的とするものである。

2 構成

交通安全教育指針の構成については以下のとおりである。

第1章 交通安全教育を行う者の基本的な心構え

第2章 交通安全教育の内容及び方法

第1節 幼児に対する交通安全教育

第2節 児童に対する交通安全教育

第3節 中学生に対する交通安全教育

第4節 高校生に対する交通安全教育

第5節 成人に対する交通安全教育

第6節 高齢者に対する交通安全教育

3 効果

今後、都道府県公安委員会、安全運転管理者、地域交通安全活動推進委員及び民間団体、市町村等において交通安全教育を行う者が、この交通安全教育指針を活用して交通安全教育を実施することにより、我が国の交通安全教育の段階的で体系的な実施が図られることとなる。

○各年代の交通安全教育の要点

交通安全教育指針は、道路を通行する者の年齢若しくは通行の態様又は業務に関し通行する場合にあってはその業務の態様に応じて、段階的かつ体系的な交通安全教育を実施することができるように、交通安全教育の内容及び方法に関し必要な事項を定めたものである。

交通安全教育指針によって示されることとなる各年代の交通安全教育の要点は、以下のとおりである。

1 幼児に対する交通安全教育

歩行者としての初歩的な心得を習得させるとともに、成長に伴い様々な態様で道路を通行する際の基礎となる安全に道路を通行する意識を養う。あわせて、保護者が幼児に対して適切な交通安全教育を行うことができるようにする。

2 児童に対する交通安全教育

歩行者又は自転車の利用者として、保護者から離れても、自ら判断して安全に道路を通行できるようにするために必要な技能及び知識を習得させる。

3 中学生に対する交通安全教育

歩行者又は自転車の利用者として、また、将来の運転者として道路を通行する際に、自らの安全のみならず、他の人々の安全にも配慮できるようにするため、交通社会の一員としての自覚を持たせる。

4 高校生に対する交通安全教育

歩行者又は自転車の利用者としてのみならず、二輪車の運転者としても、交通社会の一員として責任を持って行動できるようにする。

5 成人に対する交通安全教育

成人の多様な通行の態様に応じて、他の人々や社会の安全にも配慮して安全に道路を通行できるようにする。

6 高齢者に対する交通安全教育

加齢に伴う身体の機能の変化を踏まえて安全に道路を通行できるようにする。

○指針に示された段階的かつ体系的な交通安全教育の例（自転車の利用者に対する教育）

1 児童に対する交通安全教育

（1）目標

基本的な交通ルール等を習得することにより、安全に自転車を利用して道路を通行することができるようにする。

（2）内容

自転車の点検整備、自転車の正しい乗り方、交差点の通行の仕方、歩行者及び他の車両に対する注意等の基本的な事項について指導する。

2 中学生・高校生に対する交通安全教育

（1）目標

自転車を安全に利用することの必要性を自覚させ、正しい乗り方を確実に実践することができるようにする。

（2）内容

自転車の正しい乗り方、点検整備等が確実に実践できるようにし、道路における危険を予測し、これを回避して安全に走行することができるように指導する。

3 高齢者に対する交通安全教育

（1）目標

加齢に伴う身体機能の変化が自転車の乗り方に及ぼす影響を理解させるとともに、正しい乗り方を習得させ、安全に走行することができるようにする。

（2）内容

加齢に伴い、自転車での走行が不安定になったりすることについて理解させるとともに、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、自転車の正しい乗り方を指導する。

資 料

関連法令・条例・要綱等

○改正道路交通法（平成27年6月1日施行）要旨

改正道交法では、主に自転車の交通ルール違反や自転車での悪質な運転者への対策強化が盛り込まれ、自転車の運転者に対して14項目の違反対象を設け、これらの違反を3年以内に2回以上繰り返すと自転車利用者に講習の受講を義務づけられました。

適用年齢：14歳以上。

講習の未受講者には5万円以下の罰金刑が適用。

自転車の違反対象14項目は以下の通り。

1. 信号無視【道路交通法第7条】
2. 通行禁止違反【同法第8条第1項】
3. 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）【同法第9条】
4. 通行区分違反【同法第17条第1項、第4項又は第6項】
5. 路側帯通行時の歩行者の通行妨害【同法第17条の2第2項】
6. 遮断踏切立入り【同法第33条第2項】
7. 交差点安全進行義務違反等【同法第36条】
8. 交差点優先車妨害等【同法第37条】
9. 環状交差点安全進行義務違反等【同法第37条の2】
10. 指定場所一時不停止等【同法第43条】
11. 歩道通行時の通行方法違反【同法第63条の4第2項】
12. 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転【同法第63条の9第1項】
13. 酒酔い運転【同法第65条第1項】
14. 安全運転義務違反【同法第70条】

○自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

発令 昭 和55年11月25日法律第87号

最終改正 平成5年12月22日号外法律第97号

改正内容 平成5年12月22日号外法律第97号[平成6年6月20日]

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律をここに公布する。

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もつて自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 自転車等 自転車又は原動機付自転車（道路交通法第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。
- 三 自転車等駐車場 一定の区画を限つて設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- 四 道路 道路法（昭和三十七年法律第百八号）第二条第一項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- 五 道路管理者 道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、第一条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

(良好な自転車交通網の形成)

第四条 道路管理者は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。

- 2 都道府県公安委員会は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用車両通行帯及び自転車横断帯の設置等の交通規制を適切に実施するものとする。
- 3 道路管理者、都道府県警察等は、自転車交通網の形成と併せて適正な道路利用の促進を図るため、相互に協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努めるものとする。

(自転車等の駐車対策の総合的推進)

第五条 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

- 2 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を

設置する場合は、この限りでない。

- 3 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。
- 4 地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車を設置しなければならない旨を定めることができる。
- 5 都道府県公安委員会は、自転車等駐車場の整備と相まって、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。
- 6 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路に駐車中の自転車等の整理、放置自転車等（自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等であつて、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。以下同じ。）の撤去等に努めるものとする。

第六条 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者へ返還するため必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 3 市町村長は、第一項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。
- 4 第二項前段の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。
- 5 第一項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第三項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。
- 6 都道府県警察は、市町村から、第一項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。

（総合計画）

第七条 市町村は、第五条第一項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

- 2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合計画の対象とする区域
 - 二 総合計画の目標及び期間

- 三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事業の概要
- 四 第五条第二項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者（以下「設置協力鉄道事業者」という。）の講ずる措置
- 五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針
- 六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項
- 七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項
- 3 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、総合計画を定めるに当たっては、第二項第三号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者（第五条第四項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。）と、第二項第四号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。
- 5 市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。
- 7 総合計画において第二項第三号の主要な自転車等駐車場の設置主体となつた者及び同項第四号の設置協力鉄道事業者となつた者は、総合計画に従つて必要な措置を講じなければならない。
- （自転車等駐車対策協議会）
- 第八条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。
- 2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。
- 4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。
- （自転車等駐車場の構造及び設備の基準）
- 第九条 一般公共の用に供される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、周辺の土地利用状況及び自転車等の駐車需要に適切に対応したものでなければならない。
- 2 国は、前項の自転車等駐車場の安全性を確保するため、その構造及び設備に関して必要な技術的指針を定めることができる。
- （都市計画等における配慮）
- 第十条 道路、都市高速鉄道、駐車場その他駅前広場の整備に関連する都市施設に関する都市計画その他の都市環境の整備に関する計画は、当該地域における自転車等の利用状況を適切に配慮して定めなければならない。
- （交通安全活動の推進）
- 第十一条 国及び地方公共団体は、関係機関及び関係団体の協力の下に、自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育の充実を図るとともに、自転車の利用者に対する交通安全思想の普及に努めるものとする。
- （自転車等の利用者の責務）
- 第十二条 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない。
- 2 自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。

- 3 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録（以下「防犯登録」という。）を受けなければならない。

（自転車の安全性の確保）

第十三条 国は、自転車について、その利用者等の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の基準を整備すること等により、その安全性を確保するための措置を講ずるものとする。

（自転車製造業者等の責務）

第十四条 自転車の製造（組立を含む。以下同じ。）を業とする者は、その製造する自転車について、前条に定める基準の遵守その他の措置を講ずるとともに、欠陥による損害のてん補の円滑な実施に必要な措置を講ずる等安全性及び利便性の向上に努めなければならない。

- 2 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。
- 3 国は、自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者に対し、前二項の規定の施行に必要な指導及び助言その他の措置を講じなければならない。

（国の助成措置等）

第十五条 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市計画事業として行う自転車等駐車場の設置に要する費用のうち、施設の整備に要する費用及び用地の取得に要する費用の一部を補助することができる。

- 2 国は、地方公共団体が一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。
- 3 国は、前二項に定めるもののほか、地方公共団体が実施する自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進その他の自転車の安全利用に関する施策及び自転車等駐車場の整備に関する施策が円滑に実施されるよう助成その他必要な配慮をするものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、民営自転車等駐車場事業の育成を図るため、当該事業を行う者で必要と認めるものに対し、資金のあつせんその他必要な措置を講ずるものとする。
- 5 国は、地方公共団体が設置する一般公共の用に供される自転車等駐車場の用に供するため必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）及び道路法で定めるところにより、普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和五六年四月政令一四九号により、昭和五六・五・二〇から施行〕

附 則〔平成五年一二月二二日法律第九七号〕

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成六年六月政令一四八号により、平成六・六・二〇から施行〕

- 2 改正後の第十二条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に新たに利用する自転車について適用し、この法律の施行の日前から利用している自転車については、なお従前の例による。
- 3 国家公安委員会規則で定める種類の自転車及び都道府県公安委員会の指定する市町村の区域以外の地域において利用する自転車に係る防犯登録については、改正後の第十二条第三項の規定にかかわらず、改正前の第九条第三項の規定の例による。

目次

- 第一章 総則（第一条―第七条）
- 第二章 自転車安全利用推進計画（第八条）
- 第三章 自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及（第九条―第十六条）
- 第四章 安全な自転車の普及（第十七条―第二十三条）
- 第五章 自転車利用環境の整備等（第二十四条―第二十六条）
- 第六章 自転車利用者等による保険等への加入等（第二十七条・第二十八条）
- 第七章 自転車駐車場の利用の推進（第二十九条・第三十条）
- 第八章 自転車貨物運送事業者等の自転車の安全で適正な利用に関する登録等（第三十一条―第三十六条）
- 第九章 雑則（第三十七条―第四十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、自転車の利用に関し、基本理念を定め、及び東京都（以下「都」という。）、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、事業者、都民その他の関係者の責務を明らかにするとともに、都の基本的な施策、関係者が講じるべき措置等を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 自転車道自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）第二条第三項に規定する自転車道をいう。
- 三 事業者事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- 四 自転車使用事業者事業者のうち、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を事業の用に供する者をいう。
- 五 都民等都民、自転車利用者及び事業者をいう。
- 六 自転車貨物運送事業他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して貨物を運送する事業（請負その他の方法により当該貨物の運送を他の者に行わせる事業を含む。）をいう。
- 七 自転車旅客運送事業他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業（請負その他の方法により当該旅客の運送を他の者に行わせる事業を含む。）をいう。
- 八 自転車貸付事業自転車を有償で貸し付ける事業をいう。

（基本理念）

第三条 自転車は、都民及び事業者にとって高い利便性を有し、都民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たす一方で、自転車に係る交通事故の多発、道路への放置等の不適正な利用により、都民の安全な生活の妨げとなっていることに鑑み、都、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）並びに都民等の相互の連携により、その安全で適正な利用が促進されなければならない。

（都の責務）

第四条 都は、区市町村及び都民等と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策（以下「自転車安全利用促進施策」という。）を総合的に実施するものとする。

- 2 都は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、都民等に対し必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。
- 3 都は、都民に対し、幼児期から高齢期に至るまでの各段階に応じて、自転車の安全で適正な利用に関する交通安全教育を推進するものとする。
- 4 都は、事業者が実施する自転車の安全で適正な利用に関する取組に対し、情報の提供、技術的支援その他の必要な協力を行うものとする。

5 都は、区市町村が実施する自転車安全利用促進施策に対し、情報の提供、技術的支援その他の必要な協力を行うものとする。

(自転車利用者の責務)

第五条 自転車利用者は、自転車が車両(道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。)であることを認識して同法その他の関係法令を遵守し、これを安全で適正に利用するものとする。

2 自転車利用者は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。(自転車使用事業者等の責務)

第六条 自転車使用事業者は、従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする者(以下「自転車小売業者」という。)、自転車の製造を業とする者、自転車の組立てを業とする者(以下「自転車組立業者」という。)、自転車の整備を業とする者(以下「自転車整備業者」という。)、自転車貸付事業を営む者(以下「自転車貸付業者」という。)、自転車駐車場を利用させることを業とする者(第十三条第二項において「自転車駐車場業者」という。)その他の自転車に関する事業を行う者は、自転車が安全で適正に利用されるよう、事業の実施に関し必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

(都民及び事業者の責務)

第七条 都民及び事業者(前条に規定する事業者を除く。)は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 自転車安全利用推進計画

(自転車安全利用推進計画)

第八条 知事は、都が実施する自転車安全利用促進施策及び都民等の取組を総合的に推進するための計画(以下この条において「自転車安全利用推進計画」という。)を策定するものとする。

2 知事は、自転車安全利用推進計画の策定に当たっては、都民等の意見を反映することができるよう、適切な措置を講じるものとする。

3 知事は、自転車安全利用推進計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前二項の規定は、自転車安全利用推進計画の変更について準用する。

第三章 自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及

(都による自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及)

第九条 都は、自転車利用者が自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得するための機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

第九条の二 知事は、自転車に係る交通事故の防止を図るため、自転車利用者に対し、道路上における指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、前項の指導及び助言に当たっては、必要に応じて東京都公安委員会の協力を得るものとする。

(自転車安全利用指針)

第十条 知事は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識が適切に習得され、並びにそれらの普及が効果的に行われるよう、次に掲げる事項を内容とする自転車の安全で適正な利用に関する指針を作成し、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

一 自転車の安全で適正な利用に必要な技能に関する事項

二 自転車の安全で適正な利用に必要な知識に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の効果的な普及のために必要な事項

(自転車利用者の技能及び知識の習得)

第十一条 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得に努めなければならない。

(従業者の技能及び知識の習得)

第十二条 自転車使用事業者は、その従業者が、事業のために、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を利用するに当たり、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じることにより、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得させるよう努めなければならない。

(自転車小売業者等による啓発)

第十三条 自転車小売業者及び自転車整備業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者に対して、自転車の販売又は整備の機会を通じ、自転車を安全で適正に利用するための啓発を行わなければならない。

2 自転車組立業者、自転車貸付業者及び自転車駐車場業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者に対して、自転車の組立て、貸付け等の機会を通じ、自転車を安全で適正に利用するための啓発を行うよう努めなければならない。

(事業者による自転車の安全で適正な利用に係る研修の実施等)

第十四条 事業者(就業規則その他これに準じるものにより従業者の自転車を利用した通勤を禁じている事業者を除く。以下「特定事業者」という。)は、自転車を利用して通勤する従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(自転車安全利用推進者の選任)

第十四条の二 自転車使用事業者及び特定事業者は、第十二条及び前条に規定する措置を講じるため、東京都規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、自転車安全利用推進者を選任するよう努めなければならない。

(児童及び高齢者の技能及び知識の習得等)

第十五条 父母その他の保護者は、その保護する児童(十八歳未満の者をいう。次条において同じ。)が、自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言等を行うことにより、必要な技能及び知識を習得させるとともに、当該児童に反射材を利用させ、乗車用ヘルメットを着用させる等の必要な対策を行うよう努めなければならない。

2 高齢者(六十五歳以上の者をいう。以下この項において同じ。)の親族又は高齢者と同居している者は、当該高齢者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、反射材の利用、乗車用ヘルメットの着用その他の必要な事項について助言するよう努めなければならない。

(児童の教育又は育成に携わる者による指導等)

第十六条 児童の教育又は育成に携わる者は、当該児童が自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第四章 安全な自転車の普及

(安全な自転車の利用)

第十七条 自転車利用者は、規則で定める自転車の安全性に関する基準に適合する自転車(次条において「基準適合自転車」という。)を利用するよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(安全な自転車の製造、販売等)

第十八条 自転車の製造又は販売を業とする者は、基準適合自転車の製造又は販売及び安全性の高い自転車の開発又は普及に努めなければならない。

(安全に資する器具の利用)

第十九条 自転車利用者は、反射材、乗車用ヘルメットその他の交通事故を防止し、又は交通事故の被害を軽減する器具を利用するよう努めるものとする。

(自転車点検整備指針)

第二十条 知事は、自転車の安全で適正な利用の促進のため、自転車の点検又は整備(以下この条から第二十二条までにおいて「点検整備」という。)が効果的かつ適切に行われるよう、次に掲げる事項を内容とする自転車の点検整備に関する指針(次条及び第二十二条において「自転車点検整備指針」という。)を作成し、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

- 一 日常的に点検すべき事項及び点検の方法
- 二 定期的に点検すべき事項及び点検の方法
- 三 整備の方法及び確保すべき性能
- 四 前三号に掲げるもののほか、点検整備を効果的かつ適切に行うために必要な事項

項

(点検整備の実施)

第二十一条 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車点検整備指針を踏まえ、点検

整備を行うよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(自転車整備業者による点検整備)

第二十二條 自転車整備業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者の求めに応じて点検整備を行うときは、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

(違法な利用となる自転車の販売等の禁止)

第二十三條 自転車小売業者は、自転車の利用が道路交通法その他の自転車の交通又は安全性に関する法令の規定に違反することとなることを知って自転車を販売してはならない。

2 自転車組立業者又は自転車整備業者は、自転車の利用が道路交通法その他の自転車の交通又は安全性に関する法令の規定に違反することとなることを知って他人の求めに応じて自転車を組み立て、又は改造してはならない。

第五章 自転車利用環境の整備等

(自転車道の整備等)

第二十四條 都は、自転車道、自転車駐車場その他の自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資する事業が効果的かつ適切に実施されるよう、区市町村その他の関係者と連携して必要な措置を講じるものとする。

(自転車利用環境整備協議会)

第二十五條 都は、自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資すると認めるときは、規則で定めるところにより、自転車利用環境整備協議会を置くことができる。

(自転車等駐車対策協議会等に対する都の協力)

第二十六條 都は、区市町村が自転車等駐車対策協議会（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）第八条第一項の自転車等駐車対策協議会をいう。）を置いたときは、当該区市町村の申出等により、必要な協力を行うものとする。区市町村が自転車道の整備等について関係者との協議の場を設けたときも、同様とする。

第六章 自転車利用者等による保険等への加入等

(自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七條 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を賠償することができるよう、当該損害を填補するための保険又は共済（次条において「自転車損害賠償保険等」という。）への加入その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(自転車損害賠償保険等の普及等)

第二十八條 自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者は、自転車損害賠償保険等の普及に努めなければならない。

2 自転車小売業者は、自転車の購入者に対し、前条第一項に規定する自転車損害賠償保険等への加入その他の必要な措置に関する情報の提供に努めなければならない。

第七章 自転車駐車場の利用の推進

(自転車の駐車需要を生じさせる事業者による適正な駐車の促進)

第二十九條 事業の実施により自転車の駐車需要を生じさせる者は、顧客、従業者等による自転車の駐車が道路交通法の規定に違反しないよう、自転車の駐車場所の確保、自転車駐車場の利用の啓発その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(通勤に利用する自転車の駐車場所の確保又は確認)

第三十條 特定事業者は、従業者の通勤における自転車の駐車について、規則で定めるところにより、当該駐車に必要な場所を確保し、又は従業者が当該駐車に必要な場所を確保していることを確認しなければならない。

第八章 自転車貨物運送事業者等の自転車の安全で適正な利用に関する登録等

(自転車貨物運送事業者の登録等)

第三十一條 自転車貨物運送事業を営む者は、当該自転車貨物運送事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の登録（以下この条から第三十四条までにおいて「登録」という。）を受けることができない。

一 第三十三條第一項（第三十五條第二項及び第三十六條第二項において準用する場合を含む。）

の規定により登録を抹消された日から三年を経過しない者

二 第三十四条（第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したことにより第三十九条第一項の公表をされた日から二年を経過しない者

三 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

六 登録を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

3 登録を受けようとする者（登録の更新を受けようとする者を含む。）は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

4 知事は、前項の申請に係る事業が第一項の基準に適合すると認めるときは、規則で定めるところにより、申請者を登録簿に登録し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

5 登録の有効期間は、登録の日から三年とする。

（登録に係る事項の変更等）

第三十二条 登録を受けた者は、登録に係る事項に変更があつたとき又は登録に係る事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があつたときは、届出があつた事項について登録簿の当該事項を変更し、又は登録を抹消するとともに、その旨を同項の届出をした者に通知しなければならない。

（登録の抹消等）

第三十三条 登録を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、知事は、当該登録を受けた者の登録を抹消するものとする。

一 第三十一条第二項各号に該当することとなつたとき。

二 不正の手段により登録を受けたとき。

三 正当な理由がなく登録に係る事業についての第三十八条の勧告に従わないとき。

2 登録を受けた者は、規則で定めるところにより、知事に登録の抹消を申請することができる。

3 前二項の規定により登録を抹消したときは、知事は、その旨を登録を抹消された者に通知しなければならない。

（表示の制限）

第三十四条 登録を受けていない者は、その営む事業について登録を受けている旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

（自転車旅客運送事業者の登録等）

第三十五条 自転車旅客運送事業を営む者は、当該自転車旅客運送事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

2 第三十一条第二項から第五項まで及び第三十二条から前条までの規定は、前項の登録について準用する。

（自転車貸付業者の登録等）

第三十六条 自転車貸付業者は、当該自転車貸付事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

2 第三十一条第二項から第五項まで及び第三十二条から第三十四条までの規定は、前項の登録について準用する。

第九章 雑則

（報告及び調査）

第三十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、自転車小売業者、自転車組立業者、自転車整備業者、第三十一条第一項、第三十五条第一項若しくは前条第一項の登録を受けた者、第三十四条（第三十五条第二項又は前条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反しているおそれがあると認める者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員にこれらの

者の事業所その他の場所に立ち入り、調査させることができる。

2 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第三十八条 知事は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる措置その他の必要な措置を講じるよう勧告をすることができる。

- 一 第二十三条各項の規定に違反する行為をした者当該違反する行為を中止すること。
- 二 第三十一条第一項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの当該基準に適合させること。
- 三 第三十二条第一項（第三十五条第二項又は第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしていない者当該届出をすること。
- 四 第三十四条（第三十五条第二項又は第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反する行為をした者当該違反する行為を中止すること。
- 五 第三十五条第一項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの当該基準に適合させること。
- 六 第三十六条第一項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの当該基準に適合させること。

(公表)

第三十九条 知事は、前条第一号又は第四号の勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨の公表をすることができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第四十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

附則（平成二十八年条例第九十一号）

この条例は、平成二十九年二月一日から施行する。

杉並区自転車利用総合計画 改定

平成29年3月発行

編集・発行 杉並区都市整備部 交通対策課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL (03) 3312-2111 (代表)

登録印刷物番号

28-0116

☆杉並区のホームページでご覧になれます。<http://www.city.suginami.tokyo.jp>

